

批判的『簿記テキスト』試論

——腑に落ちない『簿記テキスト』の常識——

久野秀男

目次	
序論：実務との乖離はなぜ起こったのか	「英米式」とは
1. bookkeeping：「簿記」か「記簿」か	12. 資産：借方か貸方か
2. accounting or accountancy： なぜ「会計(学)」なのか	13. 貸借対照表と損益計算書：簿記と商法 ——(以上、本号)——
3. 「ゲートと簿記」：ひとつの神話	14. 取引要素説：無益の沙汰
4. 「ベニス式」か「フローレンス式」か： 解けない謎	15. なぜ「三主要帳簿制」なのか： old fashioned trio
5. 「棚卸法」異聞：シェヤーと混合勘定	16. 補助元帳 (subsidiary ledger) と分割元 帳 (separate ledger)：同義語なのか
6. 「棚卸評価」の苦心惨憺： ステフィンの場合	17. 分記法と総記法：分記法の誤謬
7. 実在勘定と名目勘定： 「資本」はリアルか	18. 財産計算か残高計算か： 「財産状態」・「財政状態」・「財務状況」
8. 資本等式：陳腐な教授法	19. Balance Sheet(s)： 「平均概念」と「残高概念」
9. 仕訳日記帳の金額欄と元帳の摘要欄	20. 会計報告書(各国用語の比較)：その基 本的理念
10. 締切記入：closing entry とは	
11. 大陸式決算法と英米式決算法：	

序論：実務との乖離はなぜ起こったのか

まずここで、次の四種の『簿記テキスト』
を取り上げる。

原著書名は、次のとおりである。

Bryant, Stratton & Packard：

Bryant & Stratton's Common School
Book-Keeping, 1871.

Christopher C. Marsh: A Course of

[刊行年次]	[書名]	[訳者]	[原著者]	[刊行機関]
明治6年12月	銀行簿記精法	海老原齊ほか	A. A. Shand 口述(英人)	大蔵省
6年6月	帳合之法(初篇・略式)	福沢 諭吉	Bryant, Stratton & Packard(米人)	慶応義塾
7年6月	帳合之法(第二篇・本式)	同上	同上	同上
8年3月	馬耳蘇氏記簿法	小林 儀秀	C. C. Marsh(米人)	文部省
9年9月	馬耳蘇氏複式記簿法	同上	同上	同上
10年1・4月	商家必用	加藤 斌	W. Inglis(英人)	新报社

(明治6年10月初刊)

Practice in Single-Entry Bookkeeping, 1871.

: Science of Double-Entry Bookkeeping, 1871.

W. Inglis: Book-Keeping by Single and Double Entry, 1849, 1861, 1872.

これらの『簿記テキスト』の概況を簡単に紹介する。

『銀行簿記精法』は、テキスト臭のまったくない国立銀行の記帳のマニュアルとなったものである。国立銀行の日常の会計記録は、このマニュアルどおりに取り行なえば、万事抜かりがないようになっている。後世の会計学者のなかには、この『精法』には決算および財務諸表に相当する報告書の解説がまったく欠落していると批判する向きもあるが、これは見当違いな批判である。大蔵省当局者は、この『精法』を、この年明治6年に創設の国立銀行の会計記録のマニュアルとする目的で刊行したのであって、決算および財務諸表の作成に関しては、別に「国立銀行報告差出方規則」を制定したのであった。『精法』が刊行された明治6年12月には、第一国立銀行の第一回の決算に当たり、わが国で最初の株式会社であったこの銀行が唯一のものであった。『精法』は、後に153行の多数にのぼった国立銀行の共通の記帳の手引書となった。大蔵省の御雇外国人 Alexander Allan Shand の講義の口述を訳出したものと伝えられている。

『帳合之法』は、Henry Beadman Bryant (1824-1892) と Henry Dwight Stratton (1824-1867) が、全米およびカナダにフランチャイズ形式で開設した chain school の「教材」として編成した『簿記テキスト』の「初級版」(Common School Edition) の訳書である。因みに、この他に「中級版」(High School Edition) と「上級版」(Counting House Edition) があり、三版ともに「新版」(New Edition) も出版されている。

『馬耳蘇氏記簿法』・『馬耳蘇氏複式記簿法』は、最初文部省から出版されたが、民間の出版を許可したので多くの出版社の刊行物となった。学校教育用の『簿記テキスト』として普及した。ここで「記簿」とあるが、当時は「簿記」と並んで使われた用語である。次項を参照されたい。

『商家必用』は、前二著が「教材」向きの米書の訳書であったのと異なり、「実践」向きの英書の訳書である。加藤斌は、時の農商務省の官吏であった。この訳書は、『簿記テキスト』としてはあまりわが国に流布しなかった。

『銀行簿記精法』と二つの米訳書、米訳書と英訳書、これらを比較すると際立った特色がみられる。わが国における『簿記テキスト』と実務との乖離という、古くしかも新しい命題を解明する手がかりが、ここらあたりに潜んでいるように思われる。

まず『精法』と『帳合之法』を比較してみよう。後者は三主要帳簿制の古典的なイタリア簿記の「単一仕訳帳制」、いわゆる“old Italian Method”であり、この場合の主要帳簿は、いうまでもなく「日記帳」・「仕訳帳」・「元帳」の三冊からなっている。福沢訳では「仕訳帳」を「清書帳」、「元帳」を「大帳」と訳している。前者は「複合(分割)仕訳帳制」、いわゆる“new Italian Method”である。この場合は、「日記帳」と「仕訳帳」を兼ねた三種の帳簿の複合体となっており、三冊に分割されたそれぞれの帳簿は、「日記帳」という名称の「普通仕訳帳」、「増補日記帳」という名称の「当座預金専用の仕訳帳」および「日締帳」という名称の「為替取引の未済分専用の仕訳帳」から構成されているという極めて特徴的な仕訳帳制であった。

このような帳簿システムの違いだけでなく、『精法』の場合では実に多数の補助帳簿の説明が行き届いており、初心者向きの『簿

記テキスト』とは大違いであった。さらに一段と際立った基本的な相違がみられた。これは周知のところであるが、『精法』は後世の人がいういわゆる「シャンド式簿記」であり、「現金式仕訳法」(cash journal system)を採用したのである。この「現金出納仕訳帳」の原理を拡大して利用した「現金式仕訳帳制」は古くから英国の一部の『簿記テキスト』には紹介されているが、シャンドが特にこの方法を教授するに至った詳細な事情については、筆者(久野)は承知していない。

とにかく、『精法』はまったく「教材」向きではない。銀行簿記の領域以外でも特に実務の面で、『精法』の「現金式仕訳法」や帳簿システムをそっくりそのまま模倣した例が少なくないが(例えば紡績業)、それらの場合は、取捨選択してそうしたという訳ではなく、たまたま、会計責任者が『精法』のやり方しか習得していなかったというだけのことであった。因みに、大蔵省は、会計伝習所を開校して官吏・銀行員その他一般希望者に簿記の研修を行なっている。

爾後、数多く刊行された『簿記テキスト』の全般的な傾向としては、『帳合之法』・『馬耳蘇氏記簿法』のような学校の「教材」向きのもの、あるいは「受験参考書」向きのものが主流をしめている。

『商家必用』が『簿記テキスト』として流布しなかったことは、既に述べたが、その理由は、おそらく、その帳簿システムにあったと考えられる。「複合(分割)仕訳帳制」を採用しているのである。しかも、従前からの英書の特徴を継承しており、当時の米書にみられるような、「単一仕訳帳制」から始めて順を追って「複合(分割)仕訳帳」に進むという「教材」・「受験参考書」向きの説明をいっさいせず、まあ良くいえば「実務指導」向きというか、学習者の目でみて悪くいえば「無愛想・不親切」というか。

その後、明治20年代頃まで多数の『簿記テ

キスト』が刊行されるが、特に注目される点がいいくつか認められる。

- ① 多数の『簿記テキスト』が刊行されている。数の多さがまず目につく。
- ② 米書の訳書ないし米書を粉本とするものが多い。
- ③ たまたま、実践的なマニュアルといった趣のものもあるが、その場合は、特定分野・領域に限定されている。銀行簿記のケースは既に述べたが、この他にも、例えば明治9年6月刊、川口武定著『鎮台所属 会計部小目問答』(陸軍第五局刊)がある。陸軍会計の本部を陸軍第五局といい、鎮台会計部を「在外会計部」と称した。内容は、著者が在勤の熊本鎮台で実施した会計手続きを記述したもので、「在外会計部大綱条」の実施手続きの解説を目的とすると同時に「陸軍会計」の改革を提案したものである。複式簿記を採用している。因みに、著者の川口は慶応義塾の出身であった。「農業簿記」や「鉄道簿記」のようなものも出版されている。
- ④ 前号とも関係があることであるが、この時期に「官庁簿記」のテキストが多数刊行されているのが目立つ。
- ⑤ 実践向きの英書にみられる「複合(分割)仕訳帳制」のテキストは少ない。

明治6年を皮きりとして、比較的短期間に多数の『簿記テキスト』が刊行されたことは、維新開国以来の欧化思想・政策の反映であろうが、それにしてもその数が多い。資料が不足であるが簿記塾の類いは間違いなく逐年増加している。しかもそのテンポが急激である。簿記教育の嚆矢は、慶応義塾と明治8年8月に開校の商法講習所であった。米人宣教師の William Cogswell Whitney (1825-1882) が講習所のカリキュラムを編成している。その本科の科目をみると、「ブライアント・ストラットン氏帳合法(本式、略式)」と

ある。

とにかく、この時期に目立つ簿記ブームともいべき社会現象は、今日のみでやや異常な感があるほどである。これはいったい何事なのか。

基本的かつ一般的に言えば、前述のように維新開国に伴う欧化思想・政策が考えられる。卑俗的に言えば舶来品崇拜ということになろうか。「簿記(複式簿記)」は、真正銘の舶来品である。

わが国最初の完備した株式会社は明治6年7月創業の第一国立銀行であり、同行は最初から複式簿記を採用している。先駆的株式会社はすべて然りである。この点ではウンもスウもないのである。これはこれでよいでしょう。しかし、同時にとんでもないことが起こったのである。

とんでもないこととは何か。「舶来の複式簿記(当時の人のいう「ダブル・エントリーブックキーピング」)がわが国に導入されてから僅々2年ほどの後、すなわち明治8年末の頃になると、大蔵省は自省の取り扱いにかかる金銭出納の記帳にこの舶来の「ダブル・エントリーブックキーピング」を採用し始めたのである。文部省もこれに同調した。さらに明治11年9月30日付の「太政官第四十二号達」は、官省院使および府県に対して、「金銭出納簿記ノ儀明治十二年七月ヨリ複記式ニ改正」する旨を令達した。ついでこの第42号達に基づいて大蔵省は、明治11年11月に各官庁に対して「計算記簿条例」を通達し「帳簿雛形」を示した。本稿に関連した事例でも、ピエトラ(Angelo Pietra)が僧院の会計に複式簿記を取り入れたとか(1586)、ステフィン(Simon Stevin)の『君主の簿記』(1602)のようなケースがないではない。しかし、中央・地方の全官庁におよぶ「複式化」となると当時としては類例をみない。

詳細に渉る「官庁簿記制度の変遷」については、すべて省略して旧著『官庁簿記制度論』

に譲る。とにかくにも、官庁簿記の「複式化」の時期は明治22年まで続き、翌23年3月制定の「会計法」・「会計規則」によって終焉した。

さてこうなると、国立銀行と官庁とがいち早く複式簿記を採用するということになったわけで、簿記学習熱は高まる一方である。のみならず、官員の登用試験には「簿記」が必修の科目となった。ポリスや裁判所の書記になるのに、どうして簿記が必要かといった意見もきかれたようだが、受験生としてはいやがおうでも学習に精を出さねばならない訳であった。学習塾が増え、また『テキスト』・『参考書』に対する需要は爆発的に増大した。因みに、高級官僚の登竜門といわれた旧制第一高等学校でも「簿記」を教えた時期があったという。

誤解されるといけないので、ここで一寸お断わりをしておく。

筆者(久野)は、「官庁会計」(この場合は金銭会計・一般会計)の「複式化」を是とするものではない。「複式化」が技術的に不可能だといっているわけではない。そうではなくて、手間暇かけてそんなことを試みること自体が限りなくナンセンスに近いと思っている。複式簿記は、いうまでもなく「手段」であって「目的」ではない。複式簿記を生み出し発展させたものは、会計史家リトルトンのいう「資本と利益の分離・統合」、突き詰めていえば「損益計算」の切実な要請であった。およそ「損益計算」の要請のない「非企業体」の会計に、複式簿記を採用すべき必然性もなければその必要性もない。「企業」・「非企業」を通じての財産管理の必然的要請からくる「複式簿記の普遍性」を主張する専門家もいないではない。すなわち、複式簿記の記録・計算のシステムは、「財産」の保全・運用の過程を計算管理するために生まれたものであって、その「財産」がいかなる経済主体に所属しているかを問わないというのである。この

見解では、企業体の「資本性財産」であっても、非企業体の「非資本性財産」であっても、その別を問わないということになる。筆者（久野）は、かかる見解には賛成できかねる。ましてや複式簿記を万能膏藥のごとく考えるのは根本的に間違っている。

明治8年末頃から大蔵省・文部省に始まり、全省庁および道府県に及んだ同22年迄の「官庁会計」の「複式化」の壮大な実験的試みは、要するに「やってできないことはない」ことを、敢えて「やった」だけのことである。極めて短期間の内に習得した舶来の簿記知識を、直ちに「官庁・国庫」の会計に応用した先人の才能には驚嘆するのみである。

繰り返していうが、「損益計算」の要請のないところに複式簿記の存在意義はない。「複式化」によって不正が防止できるといった俗論は土台話にならない。

「官庁会計」の「複式化」に伴い、さらに官員の登用試験のこともあり、「官庁簿記のテキスト」および「一般簿記のテキスト」が多数刊行されたこと、これは至極当然の成り行きであった。

明治5年8月の太政官達第214号「学制」は、簿記教育を積極的に取り入れたので、この側面からもまた、『簿記テキスト』の需要はおおいに加速された。

銀行、鎮台、少し時代が下がって鉄道といった領域で、それぞれに啓蒙的・実務指導的な学習の『簿記テキスト』が比較的数量多く刊行されている。これについて問題はない。

ただし、明治初年以來、数多く出版された『簿記テキスト』の相当部分のものが、簿記・会計の実務とほとんど無縁のものであったことは、これは昔も今も大問題である。

具体的な事例で示そう。『簿記テキスト』で単一仕訳帳製の帳簿組織に即して知識を身につけてきたものが、銀行簿記の実務に直面したとしよう。彼は、そこでまず、「伝票」という見たこともない紙切れにお目にかかる

筈である。因みに、国立銀行では明治10年代に入ると「収納・支払・振替」の三伝票を採用するようになっていく。さらに、「仕訳帳」は三冊に分割されており、しかも、彼が習ったことのない「現金式仕訳法」に出くわす。借方と貸方の仕訳の左右の位置が「どうも逆にみえる」。そこで、理屈も何もあつたものでなく、「銀行簿記」では「逆に仕訳して元帳に逆に転記するもの」と無理遣り思い込む。「逆に仕訳して、逆に転記する」など、考えただけでも馬鹿らしいのであるが、「現金式仕訳法」などは、彼が習った『簿記テキスト』にはまったく書いてないのだからしよがないのである。『簿記テキスト』の著者自身にも、おそらくわかつてはいないのである。当時「現金式仕訳法」も知らず、「日記帳」・「増補日記帳」・「日縮帳」というユニークな「複合(分割)仕訳帳制」も知らずに「銀行簿記」のテキストを書いた人がいた。

明治12年3月版權免許，

鍋倉直著『国立銀行簿記一斑』

である。『銀行簿記精法』によって確立した国立銀行の簿記実務とはまったく無縁のものである。「現金式仕訳法」を採用せず、また、所定の「帳簿名」・「帳簿体系」を悉く無視したもので、既に確立していた統一銀行簿記制度とは完全に隔絶したものである。第一国立銀行頭取の渋沢栄一の序文があり、銀行簿記に詳しいとみられている藤尾録郎が校閲とあるのだが、いったいどうなっているのか、その事情がいまだもってよくわからない。けだし奇書である。

こんな素頓狂な「簿記の先生」が輩出するくらいであるから、『簿記テキスト』と簿記の実務とが如何に隔絶していたか、他もまた推して知るべしである。

もう一例挙げておこう。明治18年10月創業の日本郵船会社の場合である。当時の同社の「仕訳帳制」は、「現金出納仕訳帳」と「普通仕訳帳」という最もプリミティブな「複合

明治前期官庁簿記書目録

明治 15 年 11 月		官用簿記例題雛形	松井惟利
16	8	増補改訂・簿記法独案内	土肥謙吉・樋口藤次郎
17	9	改正増補・官用簿記教授書	塩沢兵蔵
18	2	官省簿記独学	樋口藤次郎
18	1	官用簿記例題	松井惟利
18	4	官用簿記例題	宮武嘉平二
19	5	各官庁用・新式簿記法軌範	綱取善成
19	8	官用商業・簿記学独案内	森半次郎
19	10	新撰・官用簿記学例題	奥村如静
19	12	簿記学独習・官用之部	石上友七
19		官省簿記学独習誌	土谷温济
19		東京明進学校・官用簿記例題	稲田植光
20	1	官用・簿記学教授誌	田口佐太郎
20	4	現行官用・簿記教科書	中川三輪之助
20	4	官民会計学要言	坂井正方
20	5	新撰・官用簿記学精理	河村可山
20	6	改正・官用簿記教科書	宮武南海
20	7	官用簿記学教授誌	杉田鑛蔵
20		官用簿記学独習誌	宮武南海
20		改正現行・官用簿記例題	橋詰久寿次
21	3	官用簿記法精解	山田七朗
21	10	現行・官庁簿記学	二宮喜久衛
21		官庁・簿記講義録	神原保太郎
21		日本官用・簿記原論	古田直治
22		国庫県限・実地簿記問題	井上慎終
22		商用町村役場・簿記学例題	井上新亮
24	3	改正・官庁簿記例題	宮下字作
24	5	官用簿記	和田昌良
24		実地応用官用簿記学精法	岡田哲雄
26	6	独習自由郡市町村簿記法全書	照内武之助
28	2	現行官庁簿記法	石川豊太郎・秋山行蔵

(注) わが国で最初の「会計学」というタイトルの書物は、ハットフィールド『近代会計学』(1909年)の強い影響の下にその翌年に刊行された吉田良三著『会計学』であるとされているが、このリストの坂井正方著『官民会計学要言』(明治20年4月刊)に注目されたい。

（分割）仕訳帳制」を採用した。因みに、これと同じ帳制は、South-Sea(Bubble) Company「南海泡沫会社」の国選監査人となったスネル(Charles Snell)の Rules for Book-Keeping, etc., 1701でも採用されており、“the Ledger is form'd from the Journal, and Cash-Book”と述べている。この帳制についても当時の日本の『簿記テキスト』はまったく言及してはいない。同社の当時の帳簿類は、一橋大学図書館に寄贈されている。

なお、参考のために、明治前期に刊行された『官庁簿記テキスト』の概況を前頁に示しておこう。

1. bookkeeping: 「簿記」か「記簿」か

西川孝治郎博士は、「三田商学研究」第七巻第二号別冊に「簿記の語源について」という周到・精密な調査研究を公表された。

筆者(久野)が特に注目したのは、次の二点である。

その一、「記簿法」という語を最も早く用いた簿記書は加藤弼訳『商家必用』であったと指摘しておられること。

その二、「簿記という字は、英語のブックキーピングを、最初ブッキーと略し、それがブキとなり、ボキとなったのに、当てはめたものだという人があるが、茶話にすぎないことは明らかである」と指摘しておられること。

第二の点から述べる。もう数年前のことになるが、NHKのさる番組(全国放送の教養・娯楽番組というか娯楽・教養番組というか)で、丸顔・眼鏡の人物が、簿記の語源について、「茶話にすぎない」と博士が指摘された俗説を、得々として述べたてていた。これを見て筆者(久野)も驚倒したことを覚えている。若年の頃、老先生がその場限りの冗談でこの「茶話」をされたのを記憶していたからである。

次に「記簿(法)」という用語について述べる。博士も指摘しておられるように、明治5年8月の「学制」ならびに文部省の分野でこの用語がみられるようである。その典型は最初文部省から刊行された小林儀秀訳『馬耳蘇氏記簿法』にみられる。また、加藤弼訳『商家必用』にも「記簿教則」というサブ・タイトルがみえている。官庁関係では、この「記簿(法)」という用語法は、しばしばみられるようである。例えば、次のとおりである。

明治11年2月・大蔵省乙第九号達

「西洋複式記簿ノ方法ハ出納上必須ノ儀ニ付伝習ノ為メ右ニ従事スヘキ者兩名以上ヲ撰ミ当省ヘ可差出此旨相達候事」

明治14年4月・太政官達第33号「会計法」

第21条 凡ソ出納ノ記簿ハ複記式ヲ用フヘシ若シ其様式ヲ変更セントスルトキハ会計検査院ノ承諾ヲ請クヘシ

第23条 記簿ノ重要ナルモノハ日記簿原簿現金受払簿予算簿ノ四種トス其補助ヲ設クルハ各庁ノ便宜ニ任ス

この第23条にいう日記簿と原簿とは、仕訳日記帳と総勘定元帳とに相当の主要帳簿である。現金出納の官庁会計の「複式化」がはかられているのである。

明治15年8月・大蔵省通達「改正記簿組織例言」

金銭出納記簿之組織今般別冊之通改正候条明治十五年度分ヨリ御施行可有之

『簿記テキスト』にも、「記簿(法)」を用いたものがある。ここでは参考のために、国立国会図書館の所蔵図書(明治期)から紹介しておこう。

明治9年8月	栗原立一著	記簿法独学
10 1	加藤 斌訳	商家必用記簿教則
11 2	吉田健吾訳	記簿初歩 (商家必用) 単式
7	田鎖綱紀編	英文記簿法 字類
12	遠藤宗義編	小学記簿法
12	城谷 謙訳	小学記簿法 独学
12 9	山科元秀摘訳	記簿階梯 単式法
15 9	草野 萌編	記簿必携
21 9	松尾亮編訳	記簿法解釈
21 11	盛川学校編	地方官用記簿法 (独学 自在)
39 8	奥田 操著	銀行会社記簿書及例式

「簿記」という一般化した用語(法)については、明治6年12月、大蔵省刊行『銀行簿記精法』が書名に簿記を使った最初の『簿記テキスト』であったことを指摘するにとどめたい。

帳簿記入であるから「簿記」がよいという判断もあろうし、帳簿に記入するのだから動詞を先に目的語を後にする漢字の成語としては「記簿」だという意見もあろう。昔、それこそ「茶話」として、簿記・体操は無学の証しで、帳簿に記入するのなら「記簿」であり、体を操るのなら「操体」だといった人がいた。

最後に、蛇足ならが一言。

一部の漢和字(辞)典には、例えば、次のような記述がみられる。

「簿記：帳面を書きつける。」(唐書・百官志)

西川博士の前掲論文によると、諸橋轍治編『大漢和字典』に由来し、簿記という語の出現は唐書百官志・「簿記課業供奉凡案紙筆皆

預備焉」であるという。

かかる漢語の語源を探ってみても、あまり意味がないのではないか。

当時の bookkeeping (double entry bookkeeping) の日本語は、一般化し普及した「簿記」の他に、「記簿」、「帳合(チョウアイ)法」あるいは「ブックキーピング」があった。また、「複式」もしくは「複記式」と並んで「ドゥブルエントリー」も用いた。略した「ブッキー」・「ブキ」にお目にかかったことは今のところまだない。「ブックキーピング」と「ドゥブルエントリー」の例を挙げておこう。

明治9年9月15日・大蔵省出納条例

第34条 凡ソ計算ニ関スル帳簿並記載法ハ総テ「ブックキーピング」ニ從ヒ之カ規則ヲ立ツヘシ私ニ之ヲ改竄スルヲ得ス

自明治9年7月31日至明治10年6月30日・「歳入歳出予算表例言」

一 本省(大蔵省)近頃計算帳ノ式ヲ改定シ単ニ簿記法「ブックキーピング」ヲ用フ因テ以テ出納ノ科目ヲ修正ス

明治9年6月刊・川口武定著『鎮台所属会計部小目問答』

第35条

問 其計算出納ヲ明カニスルニ就テ牒簿ハ如何ナル順序方法ヲ以テ記載スルヤ

答 欧州各国普通ニ行ハル所ノ複記式「ドゥブルエントリー」ニ倣ヒ順序ヲ立テ記載スルナリ

(参考)：この『簿記テキスト』では、「デビトル・クレデイトル」を「出納」と訳している。また、「日記・ジョルナル」、「原牒・レジュル」としている。

2. accounting or accountancy:

なぜ「会計(学)」なのか

一般に、会計学(accounting or accountancy)、簿記(bookkeeping)というように記述されるのが常であるが、bookkeepingの方はよいとしても、まず最初にaccountingとaccountancyと二つあるのはどうしたことか。かねて気にかかっていたが、この点は、次の二つの資料でひとまず納得することにした。

その1. A. C. Littleton: ACCOUNTING EVOLUTION TO 1900, PART TWO・THE EXPANSION INTO ACCOUNTANCY, p. 165. (注記)

“Accountancy” denotes a field of knowledge, while “accounting” means the processes active in that field.

“finance” and “financing.”: つまり、前者は体系的な知識の一分野をいい、後者はその活動をいう。例として「財政(務)」と「金繰り」。

その2. E. L. Kohlerの『会計学辞典』, p. 9
「一般の用語法では両者は同義語である。accountancyは、理論と実践の全領域をカバーするものとしてもちいられることが多いが、accountingの方は、特に形容詞としてもちいられる場合では、特定の分野に限定される。たとえば、accounting system, accounting principles, accounting period.」

「会計(学)」の方を考えてみよう。まず資料を一覧する。

H. R. Hatfield: Modern Accounting, 1909. (明治42年)

吉田良三著『会計学』, (明治43年)

鹿野清次郎著『計理学提要』(大正4年)

日本会計学会の設立, (大正6年)

吉田氏の『会計学』は、その前年に刊行の米国人ハットフィールド著『近代会計学』の影響を強く受けたものであるといわれている。また、一般には、会計学という名称を使った本邦最初のテキストであると信じられている。accountingという英語に会計学という日本語を当てた最初のテキストであろうとおもわれるが、これ以前にも、会計学というタイトルの書物が全然なかったわけではない。例えば、明治20年4月刊行の坂井正方著『官民会計学要言』、あるいは明治40年4月刊行の平塚述『会計学』(陸軍経理学校)がある。

鹿野氏の『計理学提要』は、英国人ディクシー(Lawrence R. Dicksee)、ピックスレー(Francis R. Pixley)およびモンゴメリー(Robert H. Montgomery)の影響を強く受けている。上下二巻からなり、上巻は簿記、財務会計、原価計算等であり、下巻は監査論である。その構成からみても当時の典型的な英国型テキストである。

当時、「会計学」か「計理学」かで論争があったようであるが、日本会計学会の設立もあり、その後は「会計学」という名称が普及・定着した。名称の論争それ自体は、妙な縄張り意識が露骨で実にくだらなものであった。

問題は、「会計学」にしる「計理学」にしる、どちらでもよいとして、それらの名称がaccounting or accountancyの本義を伝えるものであるかといえば、断じて否である。

外来語を日本語になおす場合の宿命なのかも知れない。例えば、「哲学」であるが、英語ならphilosophyである。周知のように、“philo”は「愛好する」であり、“sophia”は「知識」である。つまりこれだけの含意がもとと込められているのである。しからば“accounting”とは何か。なぜ「会計(学)」なのか。

account, account title, accounting, accountancy, accountability, the Accounts,

accountant: 勘定, 勘定科目, 会計(学), 受託会計責任 (具体的にいえば, 受託者が会計報告書を委託者に提出して会計責任の解除を求める行為), 会計報告書類 (ただし英国の場合, 日米では財務諸表という), 会計士

これらの関連した用語には, 明らかにひとつの「幹語」“account”が認められる。

この「幹語」を動詞形に使う “account for” となると, 「相手によく説明をして納得してもらおう」ことを意味する。つまり, accounting の本義は, 「受託者が委託者に対して, 自己の受託会計責任をつつがなく遂行する」ことにある。「会计学」にしる「計理学」にしる, この本義を表現・含意できないことに変わりはないのである。“accountability” 「受託会計責任」が accounting の “fundamental ideology” であるとされているのはこのためである。

3. 「ゲーテと簿記」: ひとつの神話

ゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe, 1749-1832) と簿記 (Bookkeeping) という、少々判じもののようなものであるが、わが国の『簿記テキスト』では、いまでもなお、お馴染みのところで、その巻頭にゲーテの言葉として次のように引用されることがよくある。

「複式簿記は人知が産んだ最もりっぱな発明のひとつである。思慮ある家長はだれしも自分の経済に複式簿記を用いなければならぬ。これは18世紀末葉ドイツの世界的詩人ゲーテがその名作《ヴィルヘルム・マイスターの徒弟時代》の中で簿記をたたえた言葉である。」

「簿記は、人類の創造した最高のものの一つである。これはドイツの偉大な詩人ゲーテの複式簿記を讃える言葉である。」

さらに、これもまた通例として、このゲーテとともに『簿記テキスト』の巻頭に登場する人物がいる。アーサー・ケイリー (Arthur Cayley) である。例えば、こんな風に引用されている。

「複式簿記の原理はユークリッドの比の原理と相ならぶべき絶対的完全原理である。それが極めて簡明であるということが、むしろ簿記を無味乾燥なものにしているのである。これは19世紀末葉イギリスの有名な数学者アーサー・ケイリー (Arthur Cayley, 1821-1895) がその著書《複式簿記の原理》の序文の中でのべた言葉である。」

「複式簿記の原理は、イギリスの有名な数学者アーサー・ケイリーが述べているように、ユークリッドの比の原理と相並ぶべき絶対的完全原理である。」

ケイリーかケイリーか、それともケイリイか、これは好みに任せよう。

さて、ケイリーが果たして「有名な」数学者、大数学者であったかどうかは、筆者 (久野) のような門外漢には一向に不案内であるが、彼が1894年に、The Principles of Bookkeeping by Double Entry という小冊子を The University Press (Cambridge) から出版したことは確かである。また、その「序文」 (Preface) の一節で、確かに次のようにいっている。

it is in fact like Euclid's theory of ratios an absolutely perfect one, and it is only its extreme simplicity which prevents it being as interesting as it would otherwise be.

このゲーテとケイリーという取り合わせも、考えてみれば一寸妙なものであるが、実は、ハットフィールド (Henry Rand Hatfield)

の、これこそ正真正銘の「有名な」論文：An Historical Defence of Bookkeeping, a paper read before the American Association of University Instructors in Accounting on 29 th December 1923. First printed in The Journal of Accountancy, April 1924, Vol. 37, No. 4, pp. 241-253 の末尾にでてくる。ここらあたりが、どうやら「種本」らしい。この論文は W. T. Baxter が編集した Studies in Accounting, 1950 の HISTORY の部に再録されている。関係の箇所を引用してみる。

Goethe, the universal genius, speaks of bookkeeping as 'one of the fairest inventions of the human mind,' and Cayley, scientist beyond question, even more significantly declared 'Bookkeeping is one of the two perfect sciences.' With these I rest the defence of my-houn'dog.

さらに、ハットフィールド著『近代会計学』(Modern Accounting, 1909)でも、次のようにいう。

Perhaps Goethe may be justified in declaring it "one of the fairest inventions of the human mind."

ハットフィールド自身が、この書物のなかで最も大きな影響をうけたと述べているシェヤー (Johann Friedrich Schär) は、その著 *Buchhaltung und Bilanz* (林良吉訳『会計及び貸借対照表』, 大正14年4月刊, 4頁) でいう。

「斯の如き管理組織は四百余年以前に発見せられて、循環過程の最も明瞭に書き出さるる経済的企業の特種の形式、即ち商業に於ては完全に組立てられ実用に供せられて

来た。是れ即ち複式会計 (*die doppelte Buchhaltung*) である。既に十六世紀に於て Angelo Pietrà 並びに百余年以前に於て、Goethe は複式会計は商業のみならず其他の経済形式、否、国家財政に於てさへも使用させられざるべからざるものなる事を唱へて居る。(註。此点に関するゲーテの有名な言葉は其 "Wilhelm Meisters Lehrjahre" に於て次の如く言っている。"Die doppelte Buchhaltung ist eine der schönsten menschlichen Erfindungen, und ein jeder guter Haushalter sollte sie in seiner Wirtschaft anwenden.")」

ここでシェヤーがいうピエトラとは、次掲の『簿記テキスト』を公刊した聖職者 Angelo Pietra であり、複式簿記を僧院の会計に導入した人物として知られている。

ANGELO PIETRA

Indirizzo de gli economi, ossia ordinatissima instruzione da regolarmente formare qualunque scrittura in un libro doppio, etc.—Mantua, 1586, folio.

この書物のゼロックス版は筆者(久野)の手元にあるが、著しい語学力の不足とその内容が簡略に過ぎて理解し難い。ゲーテのことはさておいて、シェヤーがゼロックスやマイクロフィルム資料のない時期に、この希覯本を入手して実際に読んだというのであるなら、その語学力とともにたいしたものである。

スコットランドの会計史家 マレー (David Murray, *Chapters in the History of Bookkeeping, Accountancy & Commercial Arithmetic*, 1930, p. 163) は、ゲーテの前出の文章を次のように引用している。

"What advantages does the Merchant

derive from Book-Keeping by double entry? It is amongst the finest inventions of the human mind; every prudent master of a house should introduce it into his economy.” Goethe, Wilhelm Meisters Apprenticeship, Pt i. C. 10.

今までに引用してきたような「人知が産んだ最も立派な発明の一つ」という訳よりも、原文に忠実には、「人間の精神（久野注、知識ではなく）の所産である最も立派な（the fairest, the finest）発明の一つ」とすべきであろう。「立派な（もしくは、美しい、洗練された）」とは、いうまでもなく、貸借均衡の symmetry を含意しているわけで、左右対称をよしとする当時の西歐的な美意識のあらわれでもあろうか。

まあ、この際は、訳の適否はどうでもよいとしよう。

とにかく、わかったことは「ゲータと簿記」・「ケイリーと簿記」というお馴染みのテーマの「種本」がハットフィールドであり、特に「ゲータと簿記」の「種本」はシェヤーであった。

周知のように、ハットフィールド著『近代会計学』（1909）は、吉田良三著『会計学』に多大の影響を及ぼしたものであったし、シェヤーの場合は、東京帝国大学教授で法学博士・上野道輔氏の簿記・会計学関係著書に決定的・圧倒的な影響を与えた。博士が自著『簿記原理』の「序言」に、わざわざ「本書が Schär の著書の訳書であると云う意味ではない」という奇妙な断り書を、博士自身の手で書いているくらいである。ハットフィールドとシェヤーの影響が、いかに絶大であったかは想像に難くない。ことにシェヤーの場合は、その著書・論文を通じて直接的に、また、ハットフィールドを經由して間接的に、わが国に与えた影響力は甚大であった。

『簿記テキスト』の巻頭に、ゲータがどう

の、ケイリーがどうのとあるのも無理からぬところではある。しかし、一寸まってもらいたい。

とはいえ、大の字がつく詩人、哲学者にして政治家のゲータと「簿記」との間の、何ともいえぬ違和感、これはどうにも気にかかる。

こうなればもう、ゲータの半自伝的小説といわれている『ヴィルヘルム・マイスターの徒弟時代』（岩波文庫版）をみるよりほかはない。

問題の箇所は、ゲータの分身とみられる主人公ヴィルヘルムと、その友ヴェルネルとのやりとりである。少々長いが引用してみる。

「今丁度『岐路に立つ青年』が見つかったところだ」と、ヴィルヘルムは、外の書類の中から、一冊の帳面を引き出しながら、返した。——「これはともかく仕上げてある。出来栄えはどうか分からないが。」

「そんなもの見たくもない。焚いてしまいたまへ！」と、ヴェルネルが返した。「ちつとも面白い思いつきぢやない。この筋は前に僕をさんざん怒らせたものだし、お父さんの御機嫌を損じたものぢやないか。そりや詩としては、或は結構かも知れない、然し考え方が根本的に間違っている。（中略）商売といふものがあの時分の君には一つも分かつていなかつたんだ。ほんとの商人の精神ほど眼界の広い、また広くなければならない精神が、外にどこにあると思ふ。僕等が彼等の仕事を統制して行く秩序が、どんな見通しを我々に与えてくれるだろう！これがいつでも我々に全体を見通させてくれるんだ、我々は個々のものから煩される必要がない。複式簿記というものがどんなに商人に利益を与へるか知つていかい！これこそ人間精神のもつとも立派な発明の一つだ、これはあらゆる優良な主人が自分の家政に持ち込むべきものだ。」

「失礼だが」と、ヴィルヘルムは微笑しな

がらいつた。「君は形式から始める、それが恰も中味でありでもするように、然し、君等はいつでも入だの出だのと言っているうちに、肝腎の人生の総高を忘れてしまうんだ。」

「ところが生憎君は、ここでは形式と中味とは一つのものに過ぎないといふことに、気が付いてゐない、片方なしには片方は成立たないのだ。(以下略)」

よくみていただきたい。ゲーテの分身である主人公ヴィルヘルムと、その友人ヴェルネルとの立場というか、人生観・世界観というか、哲学というか、これはまったく対立している。「人間精神のもっとも立派な発明」といっているのは友人のヴェルネルである。

ゲーテ自身は、ヴェルネルの言葉をかりて「全体を見通させてくれる」・「秩序」としての、今風にいえば「システム」(operating system)としての「簿記」を、ある程度は理解しているようだ。だがここで問題なのは、簿記との関連で最後のほうで、ゲーテの分身であるこの小説の主人公ヴィルヘルムが舌鋒鋭く次のように述べているところである。一読して痛烈極まりない。

「失礼だが、君は形式から始める、それが恰も中味でありでもするように。然し、君等はいつでも入だの出だのと言っているうちに、肝腎の人生の総高を忘れてしまうんだ。」

ゲーテが(つまり、この半自伝的小説の主人公ヴィルヘルムが)簿記を賛美したことになるのかどうか少々心もとないことになる。どこをどう間違っ、て、「ゲーテと簿記」の神話が生まれ伝承されてきたのであろうか。

ことのついでに、ケイリーについても一言。19世紀に入っ、てのレベルの高い『簿記テキ

スト』の著者でケリーといえ、ば、衆目の見るところ、万指の指差すところ、Dr. Patrick Kelly(1801)であろう。ケイリー(Cayley)ではなくケリー(Kelly)である。ケリー博士の簿記書について少々ここで紹介しておこう。

1801年、邦歴で享和元年(本居宣長没す)に優れた簿記書がロンドンで刊行された。

著者は、Finsbury Square Academyの教授で、1756年生まれの数学者・天文学者であったDr. Patrick Kellyであった。まさしく「有名な」数学者であり、その主著のThe Universal Cambist and Commercial Instructorは、今日でも統計学のテキストとして採用されているという。彼の簿記書は次のとおりであり、フィラデルフィアでも刊行された。

The Elements of Book-Keeping, both Single and Double Entry, etc., 1801.

わが国でも、マイクロフィルム版でみることが出来る。その内容については、拙著『英米(加)古典簿記書の発展史的研究』(学習院学術研究叢書5)を参照されたい。

先に「有名な数学者アーサー・ケイリー」とあるのは、些か当て推量であるが、もしかしたら、ハットフィールドが正真正銘間違ひなく「有名な」数学者であったケリー博士と混同したのではないか。本人に確かめるすべはないが、いずれにしても、『簿記テキスト』としてのレベルで比較してみると、ケイリーとケリーの両書には相当な懸隔がある。

いらざる揚げ足とりをしたようで少々気が引けるが、筆者(久野)の真意はこうである。

ハットフィールドが“An Historical Defence of Bookkeeping”で、ゲーテやケイリーの名前を持ち出した心持を付度してみると、特に当時の事情を考えあわせれば、よく理解できる。米国の大学で会計学・簿記を講義した最初の人物は、おそらく彼ハットフィールドその人であったと思われる。当時の

こととて、右をみても左をみても、この「業界」、「神聖な学問の世界」への闖入者・新規参入者に対する白眼視と冷笑、場合によっては堪え難い完全無視というのが、彼を取り巻く雰囲気ではなかったのか。彼は、自分が講義している「会計学」・「簿記」という「学問」、——彼は「学問」であると信じたし、他人にも信じさせたかったに違いない——の「出自」と「育ち」のよさを、先の「論文」で肩を怒らせて述べたてているのである。「青年客気のいたすところ」というか、「稚気愛すべきところ」というか。味もそっけもない事をいえば、彼のコンプレックスの裏返しということになるか。引き合いに出されたゲータケイリーが聞いたなら、さぞびっくりしたことだろう。

彼にみられたこのような傾向は、前世紀の後半の米国の『簿記テキスト』のタイトルの一部や本文中に、しばしば“the science of account”という用語がみられ、一種の流行になっていることも、一脈あい通ずるところがある。また、1929年刊行のウルフ (Arthur H. Woolf) の『会計小史』の巻頭の有名な書き出しなども、まったく同根のものである。次のようにいう。

「会計の歴史は、文明の歴史であるといつてよい。(中略)文明は商業の親であり、会計は商業の子である。したがって、会計は文明の孫である。」

その時代的な背景を考えれば、このような気負った態度、その心情は十分に理解できるが、20世紀末ともなった今日、いまさらゲータケイリーでもあるまいというのが、筆者(久野)の率直な感想である。

『簿記テキスト』の巻頭を飾りたいというのなら、今となってはその必要もあるまいが、どうしてもというのなら、周知のところであるが、ゾンバルト著『近代資本主義』

(Der Moderne Kapitalismus)からの引用ぐらゐが精々のところであろうか。

「複式簿記は、資本の概念を形成したばかりでなく、資本的企業概念をつくった。資本的企業の生成において、複式簿記の創造的協力は、きわめて明瞭である。」(黒沢清著『職業会計人の実践哲学』, p. 22)

4. 「ベニス式」か「フローレンス式」か： 解けない謎

年来気にかかっていることなので、敢えてここにとりあげる。

初期の仕訳記入に、極めて特徴的な二つの様式があったことを指摘したのは、リトルトン (A. C. Littleton) であった。『会計発達史』〈第8章・仕訳の進化〉である。彼はそれぞれを、「ベニス式」(Venetian method)・「フローレンス式」(Florentine method)と名付けた。

ここにいう「ベニス式」とは、パチョーリの『ズムマ』(1494)に示されている様式で、例えば、現金500円を元手として開業したような場合、小書を省略して仕訳の様式の要点だけを示すと、次のようになる。

$\frac{1}{2}$ Per Cassa: A Caedale 500^円

(注) Caedaleは、ベニスの方言でCapitalの意。

PerとAとは、英語のbyとtoに当たる前置詞であり、これがキー・ワードで貸借を区別し、さらに中央の:でその区別を強調している。別著では $\parallel = /$ のような符号を使う場合もあった。 $\frac{1}{2}$ とあるのは、分数ではない。元帳の勘定口座の頁数をあらわす。とにかく、一見して高度に「テクニカル」であり「専門技術的」であったことは確かである。

ここにいう「フローレンス式」とは、全体的にみて叙述形式の面影を色濃くとどめてお

り、「ベニス式」にくらべると明らかに「非テクニカル」であり、「非専門技術的」である。その仕訳の様式の要点だけを、上の取引例に即して英語で示すと次のようになる。

Cash is debtor to Stock

Stock is creditor by Cash

（注）“a twofold double entry”という。

リトルトンは、この「フローレンス式」について、さらに次の三つのバリエーションを示している。

First variation : A is debtor

B is creditor

Second variation : A is debtor to B

Third variation : A owes to B

パチョーリの『ズムマ』の様式である「ベニス式」をそのまま継承した『簿記テキスト』には、次のようなものがある。

Dominico Manzoni: Quaderno Doppio

(1540)・イタリア

Wolfgang Schweicker: Zwifach Buchhalten (1549), Manzoni の独訳・ドイツ

Passchier-Goessens: Buchhalten (1594)・ドイツ

これらの『ズムマ』の亜流の『簿記テキスト』には忠実に継承されているが、現存する最初の英語の『簿記テキスト』であるピール (James Peele) の *The maner and fourme* (1553): *The pathway to perfectness* (1569) を始めとするその他の古典的な英国簿記書では、『ズムマ』以来の「ベニス式」はまったく継承されなかった。むしろ「フローレンス式」の流れを汲んでいることは、どうも確かなようである。

「ベニス式」の高度に「テクニカル」であり「専門技術的」な仕訳の様式は、『ズムマ』とその亜流の『簿記テキスト』にとどまり、その後の『簿記テキスト』にも簿記実務にも

普及・一般化していない。英国の場合では、先述のように最初から『簿記テキスト』にも継承されてはいない。＜仕訳の進化＞といっても、現在の高度に「テクニカル」で「専門技術的」な仕訳の様式が確立する前に、一旦叙述形式の面影を色濃くとどめている「非テクニカル」で「非専門技術的」な仕訳の様式に逆行・退行しているのである。これはいったいどうしたことか。

『ズムマ』(1494)とは、いったい何だったのか。

5. 「棚卸法」異聞：シェヤーと混合勘定

いささか唐突ながら、シュマーレンバッハ (Eugen Schmalenbach, 1873-1955) の *Dynamische Bilanz, A. Die geschichtliche Entwicklung des Jahresabschlusses*, 1. *Die Entstehung des Jahresabschlusses*: 『動的貸借対照表』A. 「年次決算の歴史的発展」1. 《年次決算の起源》の一節を引用する。土岐政蔵氏の訳文である。

「この損益計算に対しては、貯蔵中の商品に対して買入価格をもって評価することはもっとも次第である。昔の簿記の著者達が商品勘定の取扱を読者に明白に知らすためにどんなに苦心したかは今日の語り草である。

ドイツにおける最も古い著者であるグラマトイス *Grammateus* はこれについて、手持商品の価格を買入価格をもって評価して貸方に加算すると、借または貸の残高は損失または利益を示すものである、といっている。

手持商品に対し買入価格をもって評価するという考えに対立して、長く手持したことにより、あるいは景気の変動によって価値が損じた時には疑義が生じてくる。よってアントワープの人メンヘル *Mennher* は

商品に対してはその時の価格を、土地及び不動産に対しては調達価格で評価するものとした。

理論上彼に従ったのはパッシェール Passchier であって、未だ販売されていない商品に対してはその時の価格で見積り、貸借対照表にかかげる、といているが、彼の示した例解では買入価格を用いている。

年々の損益計算をする必要は、私の知れるかぎり、天才ステヒン Simon Stevin が 1600 年頃に始めて認めたのである。

順序だてて簡条書きにしてみると、つまりこういうことになる。

- ① 商品勘定の解説について、往時の『簿記テキスト』の著者達はおおいに苦心した。
- ② ドイツでの最も古い『簿記テキスト』の著者グラマトイス Grammateus は、手持商品の価格を買入価格(久野注、取得原価)で評価して商品勘定の貸方に加算するとその借方もしくは貸方の残高は、損失もしくは利益をしめす、と述べている。
- ③ 長期にわたって手持ちしたことにより、あるいは景気の変動によって価値を損じたような場合では、手持商品を買入価格で評価するという考え方には疑義がもたれるようになってくる。そこで、アントワープのメンヘル(Mennher)は、商品についてはその時の価格(久野注、取替原価なのか売却時価なのかははっきりしないが)、また土地や家屋については調達価格(久野注、取得原価)で評価するとした。
- ④ この評価理論はパッシェ(Passchier)によって支持され、彼は「未だ販売されていない商品についてはその時の価格で見積り」としたが、彼の『簿記テキスト』では手持商品を「その時の価格」ではなく「買入価格」を用いている。

Grammateus といえば、Henricus Gra-

mmateus (Heinrich Schreiber), Rehenbüchlin, Künstlich, behend vnd gewiss, auff alle Kauffmannschafft gericht. — Erfurt, 1523 のことであり、Passchier といえ、Passchier Goessens, Buchhalten fein kurtz zusammen gefasst und begriffen, etc. — Hamburg, 1594 のことである。

シュマーレンバッハの記述は、「他書」を参考にしてさっと書き流しているようなところがあり、その内容を仔細に検討しておらず、肝心な点について軽く扱った気味がある。

商品勘定とあるのは、いうまでもなく「実名商品勘定」(久野注、当時はもちろん実名商品勘定である。例えば、生米勘定・胡椒勘定・胡桃勘定・丁字勘定等)であろうと、機能的な「商品勘定」(久野注、前世紀中葉に登場)であろうと、この場合はいわゆる「混合商品勘定」のことである。「混合勘定」ないし「混合商品勘定」という用語・概念は使いたくないのであるが、ここでは通例に従っておく。いずれ詳細に後述する。

かかる商品勘定の解説に往時の『簿記テキスト』の著者達が苦心したとあるが、これはいったいどういうことか。

- ① 商品勘定の解説の仕方、つまり、現代の(より正確にいうと、現代のわが国の)『簿記テキスト』にいういわゆる「総記法」の解説の仕方に苦心したのか、それとも、
- ② より直截的にいえば、商人にとっては極く常識的な「棚卸法」(inventorization) それ自体の理解に、著者自らが苦心したのか。どうもこのあたりがはっきりしない。あるいはその両方だったのかもかもしれない。
- ③ 「棚卸評価」の問題が、先の引用にもすでに見えているように、重要な課題として残るが、いずれ詳細に後述する。

翻って考えてみるのに、商品の仕入・売上の記帳の仕方として、左横書きの書式でいうと、左頁に仕入の事実関係を記録し、右頁に

売上のそれを記録するのは、ごく自然であり当たり前である。ここで事実関係とは、日時・取引先・取引条件・数量・単価・金額等である。単価・金額について、左頁では仕入単価・金額（取得原価，cost），右頁では売上単価・金額（売上高，proceeds）となる。右縦書きの書式では、上下で区別して同様に記録することになろう。かかる記帳それ自体は、複式簿記とは直接的な関連はない。複式簿記を採用しようといまいと、「棚卸法」という言葉を使おうと使まいと、とにかく商人達はこのようにして記帳して商品売買の「成果（損益）」を計算したに違いない。

しからば、このような記帳を前提として商品売買の「成果（損益）」をどう計算するのか。これが問題である。

商人達が「成果（損益）」の計算・測定を意図した時点で、往時にはそれは定期的ではなく随時的にであるが、とにかくその当該時点での商品（勘定）の帳尻（左右両頁の金額の差額）が左頁にある場合では、在庫商品の金額（久野注、後述するように、数量の決定はともかく、その金額の決定となると技術的になかなかむずかしい問題がある）と帳尻との差額が「利益」もしくは「損失」であり、帳尻が右頁にある場合では、在庫商品の金額と帳尻との合計額が「利益」である。

少々洒落た表現では、「商品の帳簿上の残高すなわちその当為在高（sollen bestand）と、棚卸による実態調査に基づくその実在高（sein bestand）との比較」ということになり、より一般化していえば、「資本の当為在高と実在高の比較」ということになる。これが「財産法」による成果測定的基本的計算原理である。

「当為在高」と「実在高」との比較による成果の計算・測定というこの手続きのことを一般には「棚卸法」（inventorization）という。前世紀末から今世紀初頭にかけてのいわゆる「償却法」（depreciation）が登場する以前における、支配的な資産原価の期間的配分方法で

あった。

いささか独断的であるが敢えていえば、この「棚卸法」は、複式簿記のシステムそれ自体に内在したものではなく、もともと本来的には複式簿記の外にあった。商人達が複式簿記を採用しようといまいと、商品の売買に伴う成果（損益）の測定は、いかなるときでも必要にして不可欠である。しかもそれにはこの方法の採用が唯一のてだてである。

「棚卸法」は複式簿記の所産ではない。この方法による成果（損益）の測定のプロセスを複式簿記を採用した商人達はその記帳のシステムに取り入れただけのことである。この辺の理解が足りないというか、まるでないというか、珍妙な議論がまみ見受けられる。そのあまりにも有名な議論は、そもそも「混合勘定」という奇妙な用語と概念を主唱し、商品勘定は典型的な混合勘定であるとしたシェヤーにみられる。

Johann Friedrich Schär, *Buchhaltung und Bilanz auf wirtschaftlicher, rechtlicher und mathematischer Grundlage für Juristen, Ingenieure, Kaufleute und Studierende der Privatwirtschaftslehre mit Anhängen über "Bilanzverschleierung" und "Teuerung Geldentwertung und Bilanz,"* Berlin, 1922.

このわが国で有名な書物には、新旧2種の訳本がある。神戸高等商業教授・林良吉氏の『会計及び貸借対照表』（同文館）と、近年の訳業、林良治訳『シェヤー簿記会計学』（新東洋出版社）である。ここでは後者を参照させていただく。前者については前項で紹介した。

第二章「勘定体系」・第一節「総説」・(b)混合勘定で、次のようにいう。便宜上箇条書きに整理してみる。

①「混合勘定」という概念は、私（Schär）がはじめて著書と教科に加えたものであ

- る。
- ② 混合勘定は損益と結びついた一交換取引を純交換取引として記帳するときを生ずる。
 - ③ 典型的な混合勘定の例は商品勘定である。
 - ④ 販売商品に対する仕入価格を算定することは多くの場合に実行不可能である。
 - ⑤ そこで、便宜上もしくは節約上あるいは実行不可能な理由から、「簿記の不完全な領域」(久野注、彼はここに「不完全」という表現を敢えて用いている)である混合勘定に依存する。あるいは依頼せざるをえなくなる。
 - ⑥ この記帳法は明らかに不完全である。何故ならば、商品勘定借方(久野注、帳尻)は利益分だけ過小となり、商品勘定ははなはだ不完全な状況にある。この勘定自体からは商品在庫高も販売益もともに決定できない。
 - ⑦ 混合勘定を有する組織的簿記は、混合勘定に記帳されるような財産構成部分の棚卸の実施(Inventuraufnahme)という補足的作業によってはじめてその目的を達成することができる。
 - ⑧ この棚卸から棚卸までの間は簿記は不完全な状態にある。
 - ⑨ 混合勘定は複式簿記における必要やむを得ない禍・弊害(ein notwendiges Übel)であって、混合勘定の使用を少なくすれば少なくする程に、簿記は完全度を強くし、もしも混合勘定をまったく除去すれば、最も完全となる。

いちいち反論するものかどうかと思うが、ひとまず述べてみる。

- ① 「混合勘定」という概念そのもの、あるいはそのような名称・用語それ自体については、とりたてていふべきことはない。お好きなようにというしかない。

- ② 「販売商品の仕入価格を算定することは多くの場合に実行不可能」というが、これを正確には、「商人達は昔も今も、販売商品の仕入価格をその販売の都度確認し算定しようなどと思ったことがない」といふべきである。
- ③ 『簿記テキスト』(わが国の)で、「分記法」(別記法)だの「総記法」(混合商品勘定法)だのいう解説があるというご指摘もあろうが、商人達は、昔も今も、いうところの「分記法」(別記法)なぞという非現実的な方法を採用したことはない。
- ④ 因みに、筆者(久野)は、英米の古典的簿記書を割合多くみてきたが、いうところの「分記法」(別記法)という名称にも、またそういうやり方にもお目にかかったことがない。前世紀の中頃の米国の『簿記テキスト』になってようやくお目にかかるが、その場合でも、特に「分記法」(別記法)という用語はなく、その説明の意図は、明らかに「初学者向の学習法」としての意味合いである。
- ⑤ 商品勘定(いわゆる「混合商品勘定」)借方の帳尻は、「利益分」だけ過小に商品在庫高を示しているから、「不完全な状況」にあるというが、彼が「完全」とか「不完全」とかかいているのは、そもそも商品勘定の機能を「商品という形態の財産(在庫)の管理計算」に求めていることに起因している。
- ⑥ そもそも商品勘定の機能(目的)は、商品売買に伴う「成果(損益)」の測定・計算にあり、商品という形態の財貨そのものの「管理計算」にあるのではない。
- ⑦ 「棚卸法」は、先述したように複式簿記のシステムの外にある「成果(損益)計算の一方法」である。

つまり最も端的に言えば、そもそもシェヤーには商品勘定の目的・機能がまるで理解で

きていないということに尽きる。

重ねていう。商品勘定の目的は商品財貨そのものの増減・在高の管理計算にあるのではない。前世紀後半の米国の『簿記テキスト』では、いみじくも次のように述べている。1882年に刊行されたこのイートン&バーネット (A. H. Eaton & E. Burnett) の『簿記テキスト』については、さらに7. でも述べる。

The object of this account(merchandise) is to arrive at the gains or losses on merchandise by recording its cost and proceeds.

「この商品勘定の目的は、その原価と売上高とを記録することによって、商品の販売損益を知ることにある。」(久野注, to arrive at は訳しにくい, その達意はよくわかる)

まことに簡明かつ正確である。

米國簿記書の直接的影響下にあったわが国の初期の『簿記テキスト』にしても、例えば明治15年6月の竹田等著『商用簿記学』では、次のように述べている。

第21節 「商品ノ勘定ヲ設クルノ趣意ハ如何」:

「商品ノ売買ヨリシテ生スル所ノ損益ヲ知ランガ為」

第23節 「商品及ヒ不動産ト其ノ性質ヲ均シクスルノ勘定ハ何ナルカ」:

「利子, 割引料, 為替料, 交換打歩, 庫敷, 手数料, 営業費ノ如キ諸勘定ハ皆尽ク商品, 不動産ト其ノ性質ヲ均クセリ」

商品勘定の目的はその「売買ヨリシテ生スル所ノ損益」を知ることにあると明記している。また、ここで特に注目すべきは、商品のような「棚卸資産」および「固定資産」を、費用の諸勘定と「其ノ性質ヲ均クセリ」としている点である。極めて注目すべき点であ

り、實在勘定と名目勘定のところで再述する。實在 (real)・名目 (nominal) といった伝統的な勘定分類とはまったく異質な発想である。

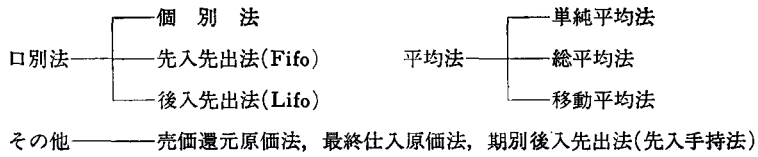
「売上高の右頁への記録(商品勘定口座の貸方の記録)は、利益分だけ過大であり誤った商品財貨の減少の記録である」なぞという、シェヤーやその垂流のハットフィールドとは、まったく異質の商品勘定の理解である。もとより「混合勘定」なぞという見当違いな考えはまったくない。

そもそも、「資産と費用」あるいは「負債と収益」との相関では、時間の経過に伴って、いわゆる「混合」の現象は常時起きている。したがって、端的に言えば「決算整理」の目的は、「混合勘定」を「単純勘定」に整理することであるといっても過言ではない。未来は時々刻々現在であり、現在は時々刻々過去である。「現在」(時点)とは所詮、一個の観念である。

6. 「棚卸評価」の苦心惨憺： ステフィンの場合

前項で述べたように、商品勘定に適用される「棚卸法」(inventorization)は、「帳尻」すなわち商品勘定口座の借方(仕入原価: cost)と貸方(売上高: proceeds)との差額と、当該時点(例えば決算時点)における在庫品の「棚卸評価額」とを比較して「売上総利益」を測定する。帳尻(貸借差額)が借方であれば「棚卸評価額」から「借方残高」を差し引いた差額が「売上総利益」であり、帳尻が貸方であれば、「棚卸評価額」と「貸方残高」との合計額が「売上総利益」である。

いずれにしても、商品勘定の「帳尻」と比較すべき当該時点における「棚卸評価額」の決定がキー・ポイントとなる。棚卸数量(在庫量)の測定にはさしたることもないが、問題は、周知のようにその「金額」の決定すな



わち「棚卸評価」にある。商品のような「棚卸資産」は、原則的にその在庫品を手で触れて確認できる性質のカウンタブルなものである。「商品在高帳」のような補助帳簿による「帳簿棚卸」（継続的な管理記録）をしている場合にせよ、また、そうでない場合にせよ、当該時点（決算時点）における在庫品の実態調査、つまり「実地棚卸」によって数量的にはその実態が把握ができる。しかし、在庫品の金額的な把握は、これは容易なことではない。そこで、現今の『簿記テキスト』では、概ね上掲のような分類により、さまざまな方法を解説している。

今世紀初頭頃までの『簿記テキスト』の著者達は「棚卸評価額」の決定には、並々ならぬ苦勞をしている。まさに苦心慘憺である。なかにはこの課題を故意に避けていると推量できるようなものもないではないが、その典型的な事例として、S. ステフィンの有名な『簿記テキスト』を後で紹介する。

筆者（久野）は「棚卸評価」の実態について主として英・米の古典的簿記書につき比較的広範囲にわたって調査したことがあったが、ここではその若干の事例を紹介するにとどめたい。その年次・著者名・書名・方法について下に一覧してみよう。ただし、書名について

は昔からそうだが、長々しいものが通例となっているので、その冒頭の部分を略示しておく。それぞれの簿記書の内容の詳細については、拙著『英米(加)古典簿記書の発展的研究』（学習院学術研究叢書 5）を参照されたい。

ただし、ここで「方法」として掲示してあるのは、現今の用語によっており、それぞれの著者が名付けているものではない。念の為。

ここで「最初仕入原価」といっているのは文字どおり最初の仕入単価を用いている。いうまでもなく「最初仕入原価法」などという概念・用語は当時も今もない。

一般の簿記実務の面では、これは相当資料によって確認したわけではなく、推量にすぎないが(当て推量になるが)、現今でもわが国の中小零細企業では、「商品在高帳」による「帳簿棚卸」などは思いも及ばず、期末在庫数量を実地棚卸によって確定し、それにおそらく「最終仕入単価」を適用しているものと考えられる。税務会計上では、予めその方法を届出なければ「最終仕入原価法」が強制されることは、周知のとおりである。一昔も二昔も以前のこともなれば「棚卸評価額」には、「売価」を用いている事例が多いものと考えられる。そのいわば状況証拠として、次の事

[年次]	[著者名]	[書名]	[方法]
1735年	Hustcraft Stephens	Italian Book-Keeping	売 価
1765	William Gordon	The Universal Accountant	最終仕入原価
1788	Robert Hamilton	An Introduction to Merchandise	総平均原価
1813	Michael Power	Book-Keeping No Bugbear	先入先出原価
1822	R. Langford	Merchants' Accounts	最終仕入原価
1839	Isac P. Cory	A Practical Treatise	最初仕入原価
1843	B. F. Foster	Double Entry Elucidated	売 価

以上のほか、売価還元原価の事例もあった。

例を参照されたい。

[年次] [書名]
1901年 The American Business & Accounting Ensynchopedia (p. 121)
—Goods on hand, whether manufactured or purchased, should never be valued for inventory purpose at selling price—
「製造したものであろうと購入したものであろうと、手持ちの財貨の棚卸評価に際して売価を用いてはならぬ。」

わざわざ、“should never be valued for inventory purpose at selling price”とことわっているのは、当時までの実務で「売価」(selling price)を採用した事例が多かったことを暗示しているのではあるまいか。「売価」の利点は、いうまでもなくその適用の便宜と簡便さにある。「最初仕入原価」や「最終仕入原価」の採用も、おそらくそれに準じた効果をもったであろう。

ともかくにも、在庫品の評価問題には『簿記テキスト』の著者達が苦心惨憺したことは確かである。

この簿記実務上極めて重要であり、かつ極めて切実な課題を、「故意に避けて通った」有名な学者がいる。パチョーリの簿記書(1494)以来の最も注目すべき『簿記テキスト』の著者といわれ、また先出のシュマーレンバッハが「天才ステヒン」と称した S. ステフィン (Simon Stevin, 1548. Bruges-1620. Hague) である。彼の『簿記テキスト』については内外の会計史文献がおおく言及しており、また、拙論“Simon Stevin と Richard Dafforne” (『経済論集』・第19巻第2号) もあるので、詳細は省略して問題の所在を端的に述べる。ステフィンに言及する前に、まず、次のことを指摘しておきたい。

『簿記テキスト』の著者達が苦心惨憺した

この課題に対処する最も簡便な対応策は何か。

- ① おのおのの実名商品勘定について、完売まで待って「帳尻」(貸借差額)を損益勘定に振り替える。いうまでもなく、この「帳尻」は商品販売損益である。
- ② 随時に商品勘定を締め切るとしても、おのおの実名商品勘定が、その時点で一齐に完売になっているとはまず考えにくい。完売を待っていたのでは、複数の商品を取り扱う限り、いつまで待っても際限がない。
- ③ そこで「損益計算(の締め切り)」をしようとするとき、在庫のある実名商品勘定については、最も簡便な評価の基準として、「売価」あるいは「最終仕入原価」・「最初仕入原価」、場合によっては「売価還元原価」に依存する。
- ④ この場合「未実現利益の不計上」などという洒落た認識はまだない。あくまで便宜と簡便を主としている。

さて、『簿記テキスト』の著述にあたって、この極めて重要な課題を「故意に避けて通る」とすれば、どういう対応策が考えられるか。上記の考察から、これは誰が考えても答えは同じであろう。

『簿記テキスト』で取引の例題を作る場合に、

- ① 数次の仕入はあるが、当該期間中に払い出しは一切ないようにしておく。これなら当該商品勘定の帳尻は、そっくり残高勘定に振り替えるべき当該商品勘定の在高を示している。入庫のみで出庫がないのだから。
- ② 一応、その入出庫に際して先入先出的な形式はとるが、在庫が期間中を通じて甚だうまい具合にゼロになっていくようにする。
- ③ あるいは、期間中に在庫がゼロにな

6 頁						7 頁											
仕頁	日	月	胡桃 借方. 1600.	lb.	onc.	£.	s.	b.	仕頁	日	月	胡桃 貸方. 1600.	lb.	onc.	£.	s.	d.
1	0	1	資本勘定 3丁	320	0	144	0	0	3	30	5	ビエール・ルブラン 10丁	558	0	334	16	0
2	28	3	デビット・ロエル 15丁	238	0	95	4	0	4	4	7	オマル・ルノアール 8丁	171	0	85	10	0
3	30	5	A. ジャック 15丁	171	0	68	8	0	5	4	8	胡椒 6丁	66	11	20	0	0
4	28	7	現金 19丁	240	0	84	0	0				計	795	11	440	6	0
			計	969		391	12	0				31 12 資本勘定 2丁	173	5	60	13	2
	31	12	損益勘定			109	7	2				計	969	0	500	19	2
			計	969	0	500	19	2									

6 頁						7 頁											
仕頁	日	月	胡椒 借方. 1600.	lb.	onc.	£.	s.	d.	仕頁	日	月	胡椒 貸方. 1600.	lb.	onc.	£.	s.	d.
1	0	1	資本勘定 3丁	758	0	94	15	0	4	4	7	オマル・ルノアール 8丁	758	0	113	14	0
5	4	8	胡桃 7丁	120	0	20	0	0				31 12 資本勘定 2丁	120	0	20	0	0
			計	878	0	114	15	0				計	878	0	133	14	0
	31	12	損益勘定 19丁			18	19	0									
			計	878	0	133	14	0									

胡椒 (借方)		胡桃 (貸方)	
期首繰越	144・0・0	期中売上	440・6・0
期中仕入	247・12・0		
計	391・12・0		
損益勘定	109 7・2	資本(主)勘定	
		(残高)	60・13・2
合計	500・19・2	合計	500・19・2

胡椒 (借方)		胡椒 (貸方)	
期首繰越	94・15・0	期中売上	113・14・0
期中仕入	20・0・0		
計	114・15・0		
損益勘定	18・19・0	資本(主)勘定	
		(残高)	20・0・0
合計	133・14・0	合計	133・14・0

商品在高帳 (胡桃)

月 日	摘 要	入 庫		出 庫		在 庫	
		lb.	onc.	lb.	onc.	lb.	onc.
1 0	期首繰越高	320	0			320	0
3 28	仕入: D. ロエル	238	0			558	0
5 30	売上: P. ルブラン			558	0	0	0
5 30	仕入: A. ジャック	171	0			171	0
7 4	売上: O. ルノアール			171	0	0	0
7 28	仕入: 現金	240	0			240	0
8 4	交換: 胡椒			66	11	173	5
期 末	(12月末日)	969	0	795	11	173	5

り、ついで仕入れた商品がそのまま期末に在庫しているか、さもなくば、その一部がそっくり期末の在庫になるようにする。

『簿記テキスト』の著述に当たって、このように明らかに意図的・作意的で、切実な課題を故意に避けて通ったとしたら、そんな『簿記テキスト』の存在意義は限りなくゼロに近いといたい。ステフィンの有名な次掲の『簿記テキスト』は、まさにそうなのである。

SIMON STEVIN

Livre de compte de prince à la manière d'Italie en domain et finance ordinaire, etc.—Leyden, 1602, folio. Verrechnung van Domeinen, ende vorstelyke Boeckhouden.—Amsterdam, 1604.

彼の場合、四実名商品勘定（胡桃・胡椒・丁香・生姜）を開設しているのであるが、次の二点で当面の課題の考察には便利である。怪我の功名というべきか。

- ① 仕訳日記帳から元帳の実名商品勘定に個別転記されている点。
- ② 両帳の摘要欄に商品の数量・単価等の明細が記帳されている点。そのため「商品在高帳」のような補助帳簿は開設されていないが、入出庫の状況が推量できる。

元帳面の胡桃勘定と胡椒勘定の実況は、前頁（1・2段）のとおりである。

この両実名商品勘定の構造を略示すると前頁中段のようになる。

この記帳の実況をみれば、ステフィンが「棚卸法」を理解していたことはよくわかる。その記帳の手続きも完璧であり間然するところはない。

一般には「残高（閉鎖残高）勘定」に振り替えるところを、「資本（主）勘定」に振り替えているところなどは、一家の見識であってなかなかのものである。因みに、英国簿記書では、「残高（開始残高）勘定」の代わりに「資本（主）勘定」を用いる。

問題は、彼の取引の設例の内容である。胡椒勘定のほうは至って簡単で、期首の 758 lb. (94 £. 15s.) をそっくり 7 月 4 日にオマル・ルノールに 113 £. 14s. で売却している。その利益は 18 £. 19s. であり、8 月 4 日にアンドリュー・ニコラと胡桃 66 lb. 110 onc. との物々交換で入手した 120 lb. (20 £.) がそのまま期末に在庫しているのである。率直に言えば「棚卸評価」という喧しい問題がまったく起こらないような取引を意図的・作意的に設例している。胡桃勘定の方は、やや手が込んでいて見方によっては悪質である。仕訳日記帳と元帳との記事から、やや面倒ながら胡桃の入出庫の実況を整理して、筆者（久野）自ら前頁下段のような「商品在高帳」を作成してみた。ステフィン自身はかかる補助帳簿にはまったく関心がなく言及もしていない。

この在庫は、7 月 28 日に即金で仕入れた 240 lb. の残品であり、仕入単価は 1 lb. 当たり 7s. (84 £. ÷ 240 lb.) であるから、期末在庫品の「棚卸評価額」は、 $7s. \times 173 lb. + 7s. \times 5 \div 16 lb. = 60 £. 13s. 2 d.$ となる。この金額が資本（主）勘定に振り替えられている（前頁の胡桃勘定口座を参照）。

簡単に言えば、「最終仕入原価」が「棚卸評価」に用いられたことになるが、これは、明らかに、期中に在庫がゼロになるように作意的に意図された例題である。最終仕入分のうちの一部がそっくり期末の在庫になるようにしているのである。期末在庫品が単価の異なる同種の商品の多層的な構成になるのを故意に避けている。これでは、率直に言えば誤魔化しである。彼は、著名な科学者・数学者であり、ラテン語でなく母国語で講義をした最

初のライデン大学教授だといわれている。他分野のこの学者の業績については、筆者(久野)はまったくの門外漢であるから何ともいえないが、少なくとも『簿記テキスト』の著者としてみた場合、肝腎要なところで襍襍を出しているといわざるをえない。パチョーリの『ズムマ』(1494)以来の最も優れた『簿記テキスト』という世評が専らであるが、存外当てにはならない。良い意味でも悪い意味でも、いかにも学校の先生が書いた『簿記テキスト』である。実務家が切実に苦心惨憺している課題を、するっと摺り抜けているのである。

著名なある会計史家は、筆者(久野)が仕訳日記帳と元帳の摘要欄の記事を参照して作成した前掲の「商品在高帳」(胡桃)を参照しつつ、次のように述べている。

「おおむね、仕入口毎に売却し、在庫を空にする方法をとっているのも、煩雑を避け、説明を容易にするためであろう。」

この論評などは、俗にいう「蠹頁の引き倒し」の典型である。「煩雑を避け」とあるが、正しくは「避けてはならぬ煩雑」なのである。また「説明を容易にする」とあるが、容易にするどころの騒ぎではない。その実は、「何の説明もしていない」あるいは「説明することそれ自体を回避している」のである。

7. 实在勘定と名目勘定:

「資本」はリアルか

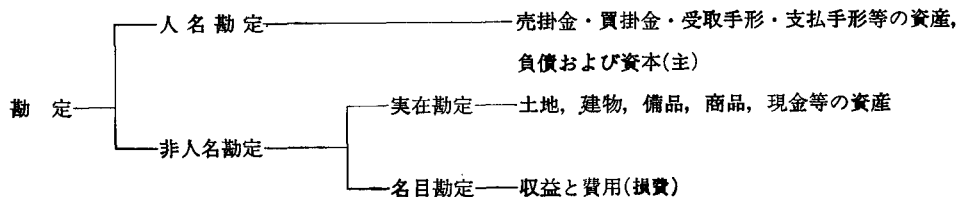
『簿記テキスト』では、今日に至るまで「实在勘定」と「名目勘定」という勘定分類を漫

然と踏襲してきた。前者は real account の、後者は nominal account のそれぞれ訳語であり、資産・負債および資本の諸勘定を实在勘定といい、収益と費用・損失(損費)の諸勘定を名目勘定という。

だが少々待ってもらいたい。そもそも 实在リアル real とは「現に存在する実物、もしくは生起した事実」であり、また、名目ノミナル nominal とは「名目上の存在、非実物、非現実」である。

『簿記テキスト』では、多くの場合、今日でも「資本等式」ないし物的二勘定説に依拠しているから(このこと自体は問題だと思いが、次項で述べる)、簿記上の「資本」は、資産(積極)と負債(消極)の差額としての「計算上の値」(computed value)であるなどと説明している。「計算上の値」ならば、いうまでもなく純粋に抽象的なものである。にもかかわらず、簿記上の「資本」は实在勘定だという。その存在が real:リアルだというのである。資産である「売掛金」や「受取手形」等、また、負債である「買掛金」や「支払手形」等についても、これらはいずれも实在勘定であり、その存在が real:リアルだという。これではとても辻褄があわない。どこかに矛盾がある。

信用債権(債務)・手形債権(債務)は、本来的にみて「人名勘定」(personal account)であり、資本は「資本主」としての「人名勘定」である、とする観点に立たないと筋が通らないのである。つまり、「实在勘定」と「名目勘定」という再分類に先立って「人名勘定」(personal account)と「非人名勘定」(imper-



sonal account) という大分類が基調になっているのである。つまりこの発想では前頁下段のようになる。

実在・名目という基本的発想は、元来、古典的な擬人説を基調としたものであり、また Debitor (Debtor)「借主」(借方)と Creditor「貸主」(貸方)の用法とその教授法の方便でもあった。

古めかしい擬人説はおろかのこと、資本等式説や貸借対照表等式説あるいは勘定学説としての物的二勘定学説でさえ、等しく陳腐化している現今、『簿記テキスト』の上で漫然とあるいは無自覚に、実在・名目の二勘定分類を踏襲していることはまったく理解に苦しむ。

初期の仕訳の様式に「ベニス式」と「フローレンス式」があったと指摘したのはリトルトン (A. C. Littleton) であった。その詳細は前述した。英国に影響を与えたのは、高度にテクニカルであり専門技術的な「ベニス式」ではなかった。「フローレンス式」は本来、叙述的であり擬人的な様式であった。英国における擬人説の伝統とその継承とともに、この三勘定分類は18世紀以降特に顕著に受け継がれていくのであるが、前世紀に入ると痛烈な批判がみられるようになる。擬人説から完全に離脱して明確に資本等式説を完成させたクロンヘルム (F. W. Cronhelm) の *Double Entry by Single, etc., 1818* である。このほか、ほとんど貸借対照表等式説といってよいスティフェンス (H. Stephens) の *Italian Book-Keeping, etc., 1735* や資本等式説の継承者のフォスター (B. C. Foster) の *A Concise Treatise on Commercial Book-Keeping, etc., 1836* でも同様にこの伝統的な三勘定分類はみられない。

さらに注目すべきは、前世紀の米国の一部の『簿記テキスト』に、明らかに動態的な勘定分類がみられることである。例えば、わが国でお馴染みのブライヤント&ストラットンの『簿記テキスト』の上級版：Counting

House Edition の「新版」*The New Bryant & Stratton Counting-House Book-Keeping, etc., 1878* である。因みに、初級版：Common School Edition は、周知のように『帳合之法』の原典となった。この他に中級版：High School Edition があり、それぞれに「新版」が刊行されている。この上級版：Counting House Edition の「新版」の『簿記テキスト』では、財務勘定 (Accounts of Finance) と成果勘定 (Accounts of Business Operation) とに二分類している。この分類なぞは、ワルプ (E. Walb) の *Die Erfolgsrechnung privater und öffentlicher Betrieb, 1926* にみられる支払系統勘定 (Konten der Zahlungsreihe) と給付系統勘定 (Konten der Leistungsreihe) の二勘定分類とほとんど軌を一にしているといってよい。他の米書の類例としては、イートン&バーネット (A. H. Eaton & E. Burnett) の *Eaton & Burnett's Book-Keeping embracing the Theory and Practice of Accounts, etc., 1882* がある。

ブライヤント&ストラットンの上級版のこの『簿記テキスト』の場合では、財務勘定に属するものとしては現金・預金・債権債務および資本等があり、成果勘定に属するものとしてはいわゆる名目勘定のほかに商品勘定 (Merchandise) や不動産勘定 (Real Estate) がある。

イートン&バーネットの『簿記テキスト』の場合では、次のような勘定分類を示している。

- I. 資本勘定
- II. 損益勘定
 - (1) 商品・船舶・不動産
 - (2) その他の収益・費用
- III. 資産・負債

商品や不動産等を損益系統勘定であるとするケースは、リリブリッジ&ルーズ (D. R. Lillibridge & F. F. Roose) の *Modern Book-Keeping, etc., revised, 1888* にもみられた。

略)」

8. 資本等式：陳腐な教授法

資本等式(説)が、直接的にはハットフィールド(H. R. Hatfield)の『近代会計学』(Modern Accounting, 1909)を通じてわが国に流布したことは、よく知られているところである。しかも当初から、この資本等式(説)は、擬人説・仮定人格説に取って替る「教授法」として歓迎されたものであった。この事情を端的にあらわしているものは、大正14年4月刊のヨハン・フリードリッヒ・シェヤー(J. F. Schär)著、林良吉訳『会計及び貸借対照表』の序文の一節である。すなわちいう。

「私は子供の時に簿記を所謂受渡説並びに仮定人格説で教えられました。試算表の金額が一銭か二銭合わぬ為に徹夜して苦しんだりして、実習の上から無理矢理に覚えたのでありますから、深遠なる理屈は知らなくとも貸借仕訳等には一向差支がなかつたのであります。併し是を専門学校(久野注、旧制・神戸高等商業学校)の学生に短時間で教へようとするに仲々困難であります。教ふるものも教へられるものも共に閉口するのであります。之には色々理由もありますが、其一は専門学校の学生は頭脳が理論的であつて、単なる機械的学習をやらされることに耐へ得ない故であるのです。面白いことにはシェヤーも緒論に於て同じ様なことを云ふて居ります。此点について私も種々考えを廻らして居る矢先に先年米国加州大学教授ハットフィールド博士のModern Accountingを読むで其代数学的説明法を甚だ面白く思つて之を教科に応用して見た所、誠に好結果を得たのであります。然るに同書の序文には独逸のシェヤー博士に負う所が甚だ多い旨を明記してありますから、何とかしてそれを読んでみたいと思ふて種々工夫致しましたが、(以下省

一読して極めて明快であるが、次の諸点に注目したい。

- ① わが国の簿記教育においても、当然のことながら、擬人説・仮定人格説が万能の時代があった。
- ② ハットフィールドの書物は1909年に出版されているが、確かその翌年には、同書の強い影響下にあるといわれている吉田良三著『会計学』が出版され、また、ほぼ同時期に海老原作之助訳『ハットフィールド最近会計学』がでている。明治末年の頃であった。近年では松尾憲橋訳『ハットフィールド近代会計学』がある。
- ③ シェヤーからの影響は、直接原典により以前からも強く受けており、その典型は上野道輔教授の著書にみられるが、この林教授の訳書によりいっそう強化された。
- ④ 林教授は、「其代数学的説明法」と明記しており、資本等式(説)が簿記のひとつの「教授(説明)法」であることを明確に認識している。

簿記の教授法、簿記での貸借記入のルールの説明・解説には、周知のように往時よりさまざまなものがあつた。極く古いところでは「反復練習して、林教授のいう無理矢理に覚えさせる」といった方法、英国古典簿記書をみていくと、次に登場するのが、記入のルールなるものを矢鱈に増やし、その結果收拾がつかねる状態となり「韻文化」してみたりする。そして、やがて18世紀に入ると、その後の長い時代を支配する「擬人説」・「仮定人格説」が登場する。

「現金」(cash)ではなく「現金係り」(cashier)「資本金」ではなく「資本主」(proprietor)という人格を想定するこの教授法ないし説明・解説では、借方・現金／貸方・資本金 の説

明に際しては、周知のように「現金係は資本主から現金いくらかを借りている。資本主は現金係に現金いくらかを貸している」と教える。このような教授法ないし説明が、特に損益諸勘定にいたって行き詰まることは自明のことであった。

「資本等式(説)」が熱狂的に歓迎されたのも、無理からぬところであった。ただ、ここで特に注意したい点がある。その一は、訳者の林教授がいみじくも指摘しておられるように「資本等式(説)」が「擬人説」に取って替わる簿記の「教授法」ないし「説明」であるという基本的認識である。その二は、「擬人説」万能の時代が根強く長く続いた英国において、シェヤーやハットフィールドよりも遙かな昔、教授法としての「資本等式(説)」が登場していること。そしてその三は、この「資本等式(説)」が現今明らかに陳腐化しているにも拘らず、依然としてわが国の『簿記テキスト』に主要な地歩を占めていることである。ハイ・テクを駆使した「EDP会計」のソフトでも事情はまったく同じである。

ここで、やや迂遠な話であるが、参考の為に、英国にみられた往時の「資本等式(説)」の先駆者達を紹介しておこう。「資本等式(説)」はシェヤーの専売特許ではないのである。詳細は拙著『英米(加)古典簿記書の発展史的研究』(学習院学術研究叢書 5)を参照されたい。後年「資本等式」と呼ばれるようになったものの構想は、最初18世紀の10年から30年代のスコットランドの『簿記テキスト』にみられた。ここでは代表的な三冊の『簿記テキスト』を示そう。

Alexander Macghe: The Principle of Book-keeping explain'd, *etc.*, 1751, 1781.

Alexander Malcolm: A Treatise of Book-keeping, or Merchants Accounts, *etc.*, 1731.

John Mair: Book-keeping Methodiz'd,

etc., 1736.

マギーはエディンバラの商人、マルカムはアバディーンの数学者、そしてメヤーはエディンバラの数学者であった。これらのスコットランド派(敢えて名付ければ)の共通項は、次のようなものであった。

- ① 三主要帳簿制の採用(旧イタリア式):
単一仕訳帳制
- ② 基本原理と一般的ルール確立への指向
- ③ 一時点の財産の状態を「部分」(Part of Parts)と「全体」(Whole)との均衡関係で捉えようとする。

「部分の総和は常に全体に等しい」とする公理に基づき、一時点における「財産の状態」を部分と全体との二面的な均衡関係を把握しようとするこの構想は、クロンヘルムに至って完成され、一段と生彩をはなつものとなった。

F. W. Cronhelm: Double Entry by Single, A New Method of Book-Keeping, *etc.*, 1818.

クロンヘルムは、その「序論」でいう。

「簿記は財産を記録することにより、資本主に対して、いついかなるときにでも、彼の資本の全体の価値とその部分の価値とを明示するための技法である。—(中略)—部分の総和は常に全体に等しい。この均衡等式は簿記の中核をなす原理である。—(中略)—この単純かつ明快な原理は、今日までかならずしも簿記の土台に据えられてはいなかった。この原理が無視されてきたがために、勘定の本質をめぐり曖昧さと混乱とが生じている。」

さらに、その第1編・第3章「均衡原理」では、次のようにいう。

「より正確に示すために、代数的な形式で

解明してみよう。a, b, c等を積極各部分ないし借方諸項目とし, l, m, n等を消極各部分ないし貸方諸項目とし, sを資本もしくは資本主のリアル・ワース(正味身代)とすれば, 部分の総和が常に全体に等しいことから, 次の等式をうる。

$$a+b+c, \text{ etc.} - l-m-n, \text{ etc.} = \pm s$$

このa, b, c等で示される現金, 商品, 受取手形等の財産を積極財産(Positive Property)といい, l, m, n等で示される支払手形その他の支払勘定を消極財産(Negative Property)という。」

「代数学的説明法」としてはまさに完璧である。±s(資本)というところなぞは泣かせる。シェヤと相隔てること実に一世紀である。

なお, 所詮は「教授法」だというのなら, 「擬人説」がいみじくも「教授法」であったように, 理屈に合おうと合うまいと, 矛盾も撞着も何のその, 要領よく教えられればよく, また, 教わる方からいえば, 心の底から納得できたかどうかは二の次で, 取りあえず貸借記入の仕方に能率的に早く習熟できればそれでよい, という考えもあろう。ただし林教授がいみじくも指摘しておられるように教える方も教えられる方も双方共に矛盾・撞着にたえず閉口するとすれば, あるいは, 現況がまさにそのような環境にあるとすれば, かつて「擬人法」がまさにそうであったように「資本等式(説)」もまた, 明らかに陳腐化しているといわねばならぬ。「新しい教授法」に取って替られねばならない筈である。

この陳腐化の現象は, 現今の『簿記テキスト』と『会計学テキスト』とを読み比べてみると一目瞭然である。例えば『会計学テキスト』ではよく見かけるが, 資産は企業資金の運用形態であり, 負債・資本はその調達源泉であるなどと説明されている。また「財政状態」とは一時点における企業資金のかかる均

衡状態をいう。つまりは「貸借対照表」は「静態資金表」だという。往時からも「貸借対照表をもって財政状態を報告するものとするがごときは, おおいなる誤りである」とする説があったくらいであるから, 先の説明が正しいかどうか相当に問題が残るのであろうが, ここでは立ち入って論じないことにする。とにかくこのような『会計学テキスト』の一般的な資本観と、『簿記テキスト』の「資本等式(説)」における資本観とは, まったく異なる。周知のように「資本等式(説)」では資本(K)は「積極財産」(A)と「消極財産」(P)との差額としての「計算上の値」(computed value)と考えているのだから。例の $A - P = K$ である。ましていわんや, 『会計学テキスト』の中には, 現金+支出=収入の収支等式に立脚して, 支出系列の「資産・費用」, 収入系列の「負債・資本・収益」を解説するものも少なくないのが現況である。こうなると『簿記テキスト』と『会計学テキスト』とを併読している学習者, あるいは「簿記」と「会計学(財務諸表論)」とを並行受講している学生達は, 去就に迷うことになる。 「資本等式(説)」での「積極(A)」と「消極(P)」という財産観, あるいは両者の差額としての「正味財産」の認識, これらについてここで議論・反論するつもりはない。しかし, 少なくとも「教授法」としての便宜上からみても, 方法・手段として陳腐化しているといわざるをえない。「簿記・会計」の教育・学習の上で, 有益だとはとても思えない。これでは, 「教えるものも教えられるものも共に閉口する」のである。

9. 仕訳日記帳の金額欄と元帳の摘要欄

「複式簿記」(double entry bookkeeping)での「複式」: double entry とは, いうまでもなく「複記入」ということであり, この「複記入」とは“twice in the Ledger”という記

入手続きをいう。“twice in the Journal and twice in the Ledger”ではない。元帳の勘定口座に借方記入・貸方記入を複記入することをいう。仕訳日記帳の金額欄を貸借二欄に区別し、それぞれの金額欄に等額を複記入することではない。よく考えれば、よく考える程のこともないが、等額を仕訳日記帳の金額欄に横並びに二重に記入しても何の意味もないことがわかる。借方金額欄の合計額と貸方金額欄の合計額が等額になるといったところで、思えば当たり前であって、面白くも可笑しくもない。

イタリア簿記での仕訳帳の記帳は、例えばマンゾーニ (D. Manzoni) の *Quaderno doppio: Double entry, etc., 1540* の *Giornale (Journal)* の冒頭では、次のとおりである。

$\frac{1}{2}$ P Cassa/A Cavedal
 (現金) (資本金)
 de mi Alluise Vallaresso, etc.
 ××× (金額)

左端の数字は分数ではない。元帳の勘定口座の開設してある頁数をそれぞれ示している。つまりこの場合では、現金勘定口座が元帳の1頁であり、資本金勘定口座がその2頁であることを示している。P (Per) と A は、英語の *by* と *to* に当たる前置詞であって、それぞれ借方と貸方とをあらわす。中央の2本の斜線は貸借の区別を象徴している。ここらあたりはなかなかテクニカルなところである。金額欄は一目瞭然、一欄である。

大陸簿記を継承し発展させた英国簿記の場合でも、仕訳帳ないし仕訳日記帳の金額欄は、貸借の区別をしない一欄であった。思えば当たり前である。

かつて、太田哲三著『会計学綱要』(大正11年11月刊)は、その冒頭に「会計学ノ発達」を論じ、「殊ニ1796年 Jones 氏ハ仕訳帳ノ借方貸方ノ二欄ヲ分ツトヨリ発案シタル如キ多数ノ改良、補足行ナハレタリ」と述べてい

る。この記述の種本は、フルトン (J. W. Fulton) の *British-Indian Book-Keeping, etc., 1799* か、あるいはケリー (P. Kelly) の *The Elements of Book-keeping, etc., 1801* あたりかもしれない。あるいは誰か英国人の簿記書の孫引きかもしれない。何故か。太田博士程の頭脳をもってすれば、Jones の悪名高い『簿記テキスト』をみれば、辛辣な批判こそあれ「多数ノ改良、補足行ナハレタリ」などと誉めるわけがないからである。

ジョーンズの悪名高い『簿記テキスト』とは、本文僅かに29頁の小冊子で、題名だけが仰々しい。

Jones's English System of Book = Keeping
(1796)

である。内容は、現金勘定・受取勘定・支払勘定・資本勘定の四種の勘定だけの財産法の全面的適用である。金額欄は確かに中央の摘要欄の左右に二欄となっている。前掲の拙著を参照されたい。イタリア簿記のレベルには程遠い存在である。何しろ「損益計算」が完全に欠落しているのだから。

仕訳日記帳の金額欄を貸借二欄に区別することには、特別の意味もなければ効果もない。科目が複数なら摘要欄に金額を内書すれば足りる。

かくのごとく無意味で無駄な形式が『簿記テキスト』の上で継承されているのは何故か。率直にいうと、これなどは一種の錯覚に基づくものではないのか。例えば、「商品 10,000 円を現金で仕入れた」という取引について『簿記テキスト』での仕訳の解説ないし練習では、次のようになっている。

(借方) 商品(仕入) 10,000 (貸方) 現金 10,000
 あるいは、
 (仕 訳)
 商品(仕入) 10,000
現金 10,000

このような解説と練習の繰り返しが『簿記テキスト』の仕訳日記帳の金額欄を二欄とする（あるいは、二欄とせねばならないとする）錯覚に基づく誤ったイメージを固定化したのではあるまいか。

次に元帳の摘要欄について述べる。

元帳（総勘定元帳）の機能は何か。いうまでもなく「在高（残高）計算」・「損益計算」の直接的遂行にあり、内容は勘定科目と金額とによる統計的分類記録である。勘定分類帳簿としての機能を果たせばそれでよい。原則として、これ以外の働きはなくてよい。むしろない方がよい。補助帳簿が未発達な頃では、元帳の摘要欄に取引先・数量・単価・取引条件等々の記帳がみられたこともあるが、大昔のことである。結論的にいえば、元帳・勘定口座の摘要欄に仕訳の相手科目を書く必要はない。無意味であり無駄である。相手科目が複数ならどうするのか。『簿記テキスト』では「諸口」と書くところ。これはどうかしている。現今のように、日次総合仕訳の体制ではどうなるのか。ほとんど全部が「諸口」となるに違いない。しからば「諸口」と書いても何の意味もない。要するにわからないということである。「諸口」: sundries とは相手科目が複数であるというだけのことである。複数であることが常態となれば、複数であるということに何の意味もない。

いち早く「摘要欄」の記載を全廃した前世紀の米国の『簿記テキスト』があるので、紹介しておこう。

J. C. Colt: *The Science of Double Entry Book-Keeping, etc.*, 1837, 1839. (p. 173)

W. H. Richmond: *A Comprehensive System of Book-Keeping, etc.*, 1846. (p. 36)

Williams & Rogers: *The New Theoretical and Practical Complete Book-Keeping, etc.*, 1890. (p. 35)

特に、コルトの場合では、日付・頁数・金額の記入以外の記帳を一切省略する旨を述べるとともに、元帳の雛形では、仕訳の相手科目を記入したものと、省略したものとを比較して示している。

手書式の簿記を前提とする伝票式・日次総合仕訳帳制を想定していえば、元帳の「摘要欄」の記帳内容は、せいぜい「伝票の種類と枚数」あるいは「伝票綴整理番号」ぐらいのものであろう。

10. 「締切記入」: closing entry とは

「締切記入」: closing entry に関して、広狭の理解がさまざまである。これを「決算仕訳」の総称と解釈する場合もあれば、収益・費用の諸勘定の締切記入と資産・負債・資本の諸勘定の締切記入との両者をまとめた「勘定締切」: closing accounts とする解釈もある。『会計学大辞典』（中央経済社）は前者であり、『新会計学辞典』（同文館）は後者である。

closing (entry) という用語と概念とに忠実であるかぎり、「締切記入」: closing entry とは、収益・費用の諸勘定の締切記入に限定すべき性質のものである。「損益勘定」の貸借差額（利益・損失）を「当期未処分利益勘定」に振り替える場合は、「締切記入」: closing entry とはいわない方がよい。

「締め切る」という行為は、所定の時間的経過を前提としている。「一定の期間で取り扱いを打ち切る」（広辞苑）ことである。所定の時間の経過があり、期間損益計算（この場合必ずしも「定期」であることを要しない）の要請があればこそ損益諸勘定を締め切るのである。かくして「締切記入」: closing entry とは、収益・費用の諸勘定を損益勘定口座に振り替える手続をいう。商品（混合）勘定のような場合では、その損益要素を損益勘定口座に振り替える記入も同様に締切記入といってよからう。このように「締切記入」: closing entry

なる概念は最狭義に理解すべきである。

わが国の『簿記テキスト』では、資産・負債・資本の諸勘定につき「締切」・「繰越」の記入を解説するのが常であるが、損益計算の「締切記入」が完結した後に元帳面に残留している在高(残高)項目については、間違いなく次期に引き継がれ記録が継続しているということを証明すれば足りる。つまり、具体的には「繰越試算表」(post-closing trial balance)の作成で事足りる。勘定口座の面で「締め切って」から「繰り越す」という二重の手間ひまをかける必然性もなければ、その必要性もない。今期と次期とを記録の上で明確に区別する上からこの種の二重の手間が必要であるとする意見があるかもしれないが、よしんばその必要があったとしても、この場合、「締切記入」: closing entry という用語・概念を用いるべきではない。closing entry に対しては、balancing & ruling entry という用語がある。實在勘定・名目勘定という用語は使いたくないが、通例に従ってこの両用語を使っていえば、名目勘定については closing entry, 實在勘定については balancing & ruling entry ということになる。どうもここらあたりの区別がはっきりできていないように思われる。英米の『簿記テキスト』は、一般に用語・概念を厳密に使い分けているケースが多いようである。例えば次のようである。

- ① 損益勘定口座に収益・費用の諸勘定を振り替えて当該諸勘定を締め切る記入のことを closing entry という。
- ② 損益勘定口座の貸借差額を資本勘定(例えば、当期未処分利益勘定)に振り替える記入のことを final entry という。
- ③ 在高(残高)諸勘定について「総括」(いわゆる「締切と繰越」)をする場合は、その記入を balancing & ruling entry という。

11. 大陸式決算法と英米式決算法: 「英米式」とは

ここにいわゆる「決算法」なるものを区別して「大陸式」といい「英米式」というのは、日本人の造語なのか、しかるべき外来語の訳語なのか、寡聞にして承知していない。どうも前者のような気がしてならないが、確信はない。後に若干付言する。

就中、「英米式」の「英」が気になる。前世紀も末の頃までの英国の『簿記テキスト』を調べた限りでは、例外なく「残高勘定」を開設している。ただし、大陸簿記の強い影響下にあった極く初期の『簿記テキスト』を除いては、「開始残高勘定」(*Bilancio d'apertura: opening balance*)を開設せず、「資本(主)勘定」を用いている。つまり、原始簿の開始記帳では、資本(主)勘定を相手として資産・負債をそれぞれ借方・貸方に仕訳するのである。したがって、この場合の「資本(主)勘定」は *eternized capital account* となっており、*net capital account* ではない。また、当然のことながら、「閉鎖」・「開始」の区別は必要ないので、特に「閉鎖残高勘定」とはいわず、単に「残高勘定」(*balance account*)という。

ということになると「英米式」ではなくて「米式」ということになるのであろうか。

という訳で、手元にある米書を調べてみることにした。数多く収集しているわけではないから、確信はないが述べてみよう。

米国で最初の『簿記テキスト』は、周知のごとく、複合仕訳帳制の採用で知られたミッチェルの『簿記テキスト』(1796)であり、ベネット (James Bennett, 1820) やコルト (J. C. Colt, 1873) の『簿記テキスト』がよく知られている。その水準も高い。これらは悉く残高勘定を開設している。詳細は、拙著『英米(加)古典簿記書の発展史的研究』(学習院学術

研究叢書 5) を参照されたい。検討を加えている間に、問題の『簿記テキスト』にめぐり合った。しかもこれがわが国の初期の『簿記テキスト』に深い関わりをもったものであり、一際感慨深かった。

Bryant and Stratton の『簿記テキスト』の上級版：Counting House Edition である。Bryant and Stratton's Counting House Book-Keeping, etc., 1862 という。

この<元帳記入の手続き>(p. 79) で「残高勘定を用いないで元帳を総括する手続き」(the Ledger is closed without the use of a Balance account) を述べている。そして、この方法を「英米式」なぞとは呼ばず、「実務法」(business method) と呼んだ。さらに、「仕訳帳を経由して元帳を総括する方式」つまり残高勘定によるいわゆる「大陸式決算法」は、「手数が余計にかかるが」(though requiring more labor), 「実務界では未だ支配的である」(used in a large proportion of business houses) と当時の実況を紹介している。

「大陸式決算法」・「英米式決算法」という名称、あるいはその類似の名称には、遂にお目にかからなかった。

いささか旧聞に属するが『最新英和会計用語辞典』(中央経済社) では、次のようになっている。

Continental closing method: English form of closing the ledger

これは、少々、調和・平仄のとれない英語表現である。

Continental form of closing the ledger: English (Anglo-American) form of closing the ledger

とするか、あるいは、

Continental closing method: English (Anglo-American) closing method

とするところであろうか。

『会計学辞典』(東洋経済社) と『会計学大辞典』(中央経済社) とには、ともに英語その他外国語の表記は一切ない。

『新会計学辞典』(同文館) では、次のようになっている。

Continental form of closing the ledger:
English form of closing the ledger

われわれの大先輩の誰かが「大陸式決算法」・「英米式決算法」を造語し、さらに、誰かがこの日本語を英訳したのではあるまいか。どうもその可能性が高いように思われてならないのである。

12. 資産：借方か貸方か

周知のように、簿記用語としての「借方」と「貸方」とは、英語の debtor (debtor) と creditor の直訳用語として、わが国に複式簿記が導入された当初から一貫して採用されてきた。もともと西欧の客観的貸借観念を基底としたものであるから、日本(東洋)流の主観的貸借観念に馴染んだ者にとって必ずしも理解が容易であったとはいえない。むしろ、このような直訳用語が簿記の習得を妨げているともいえよう。なにしろ、貸借の観念が逆になるのだから。「貸付金が借方項目で、借入金金が貸方項目である」と説明されても、初学者がにわかに理解し難いのは当然である。そこで、わが国の『簿記テキスト』の多くは、意味内容に立ち入ることによって、かえって貸借の理解が混迷することを避けるためであろうか、この簿記用語は、単なる「符号」に過ぎない。という説明(むしろ言い訳)をするのが一般である。

『簿記テキスト』としてはこれで充分であるという見方であろう。筆者(久野)もあながちそれに反対するわけではないが、『簿記テキスト』を離れたごく日常的な用語例で、この

「借方」・「貸方」について、用語の「混乱」ないし「混乱の後遺症」がみられる。これは問題である。その典型は、特にヨーロッパ語系の辞典である。

手元にある『仏和辞典』・『独和辞典』を、この項の末尾に一覧しておく。

資産は「借方」なのか「貸方」なのか。各種の辞典で、てんでんばらばらであるばかりでなく、同一の辞典でも新・旧版で異なっている場合もあり、あるいは、資産と負債とで「借方」・「貸方」の平仄が合わないものもあり、甚しい場合であると、同一の辞典の同一の箇所、名詞を「借方」としその形容詞を「貸方の」としているような著しい矛盾・懂着もある。執筆者がどうかしているといえればそれまでだが。

『簿記テキスト』では「資産・費用」は「借方項目」であり、「負債・資本・収益」は「貸方項目」であるという説明をする。そして、この「借方」と「貸方」との本義、あるいはその由来、特にわが国での用語法の変遷・推移、さらには他の分野、例えば「商法」での用語法との相違、これらについては、一切を不問に付しているのが現状である。

先の『仏和・独和』の辞典にみられる用語法の「混乱」あるいは「混乱の後遺症」は、簿記用語としての「借方」(debtor)・「貸方」(creditor)とは明らかに異なった系統の別の用語法が存在する（あるいは存在した）ことを暗示している。

その解明は『簿記テキスト』の立場からも必須の事柄であると考えられる。

debtor と creditor の直訳である簿記用語ではない「貸方」と「借方」とは、いったい何か。詳細は、次項以下で明らかにするが、とりあえずここで結論を述べておこう。

明治初年以來、いち早く仏国商法を調査・研究してきたわが国の商法学者達は、dettes actives : 「債権」を、「当方よりの貸し」というごく普通の日本人(東洋人)的な貸借観念に

基づいて「貸方」と訳してきた。「借方」も「当方の借り」という発想による dettes passives : 「債務」の訳語なのである。

後述するように、明治 23 年 3 月制定・同 26 年 7 月一部実施の原始商法は、「貸方借方ノ対照表」(貸借対照表)の規定を設けたが、ここにいう「貸方借方ノ対照表」ないし「貸借対照表」とは、狭義には「債権(貸方)と債務(借方)の対照表」であり、広義には「資産(貸方)と負債(借方)の対照表」であった。

「資産と負債(資本)との対照表」なればこそ、文字どおり「貸方借方ノ対照表」・「貸借対照表」なのであって「貸借対照表」ではないのである。「貸借対照表」という商法用語は、英語の Balance Sheet の訳語ではない。ごく普通に考えても、Balance Sheet を訳すなら、まず「平均表」か「残高表」あたりであろう。因みに、福沢諭吉訳『帳合之法』(Bryant & Stratton の『簿記テキスト』の初級版)では、「平均表」と訳した。なお、この場合の米語での Balance Sheet は、後に詳しく述べるように多義的に用いられており、この場合の「平均表」は、「精算表」(Balance Sheet の working form つまり working sheet) のことである。米国人は、昔も今も、Balance Sheet という用語を簿記の領域では使っているが、会計報告書としては一般に使わない。

ごく常識的に考えても、Balance Sheet を「貸借対照表」と訳す筈がない。簿記を少しかじった人なら、すぐに疑問が湧くだろう。貸借が対照しているのは、いわゆる「貸借対照表」だけではない。勘定式の「損益計算書」も、「試算表」も、「精算表」も、すべて貸借が対照しているのである。因みに、ドイツ語の Bilanz は、これらすべてに当てはまる概念である。

仏語：(商) actif, ive passif, ive	独語：(商) Aktiva, aktiv Passiva, passiv
クラウン仏和辞典・三省堂 資産, 貸方 負債, 借方 スタンダード仏和辞典(旧版)・大修館 資産, 貸方 負債 同上(増補改訂版) 資産, 借方 負債, 貸方 模範仏和大辞典・白水社 資産, 積極財産 負債 新仏和中辞典・白水社 資産, 貸方 負債, 消極財産 コンサイス仏和辞典・三省堂 資産, 貸方 負債	コンサイス独和辞典・三省堂 資産, 借り方 負債, 貸し方 現代独和辞典・三修社 借り方, 資産 貸方, 負債 独和辞典・好文館 資産, 貸方 負債 岩波・独和辞典 貸方, 資産 負債 独和言林・白水社 貸方, 資産 負債 新訂・独和辞典・博友社 借り方, 資産 貸し方, 負債 大独和辞典・博友社 借方, 資産 貸方, 負債 aktiv 貸方の passiv 負債による

13. 貸借対照表と損益計算書： 簿記と商法

わが国の貸借対照表・損益計算書について述べる。簿記と商法の接点をなす問題がある。

別著『財務諸表制度論』(同文館)・『わが国財務諸表制度生成史の研究』(学習院大学研究叢書 15)等で述べたので、詳細にわたる実証はこれを省略する。

貸借対照表という用語は、もともとは、会計用語として用いられたものではない。もとより英語の Balance Sheet, ドイツ語の Bilanz, フランス語の Bilan 等の訳語ではない。明治 23 年 3 月制定の原始商法に由来する商法用語であった。第 32 条に「貸方借方ノ対照表」・「貸借対照表」として姿をあらわす。

この場合「動産不動産及貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ」の規定に注目せねばならない。

筆者(久野)の所説を実証する詳細にわたる資料は、すべて省略して結論を急ぐ。第 32 条にいう「特ニ設ケタル帳簿」とは「財産目録帳」(livre l'inventaire)のことである。「貸方」とは、「当方の貸し」つまり「債権」(actif, dette actif, dettes actives)のことであり、「借方」とは、「当方の借り」つまり「債務」(passif, dette passif, dettes passives)のことである。少なくとも商法用語の出発点としては、こうであった。明治 23 年 3 月制定の原始商法以前にも「貸借勘定書」といった類似用語があり、商法の「貸借対照表」はこれに由来するという説もあるが、何ら実証する資料が示されてはいない。要するに語呂合せで

あり当て推量である。原始商法の「貸方」と「借方」とは、簿記用語のそれとは縁もゆかりもない。「貸方」（負債・資本）と「借方」（資産）の「対照表」とあるので、原始商法の「貸借対照表」は「英国式」の形式を予定しているといった途方もない珍説もあったが、馬鹿らしくて話にならぬ。原始商法以前では、会計報告実務に「貸借対照表」という用語はみられない。最もポピュラーだったのは、「資産負債（勘定）表」・「有物（及ヒ）負債表」・「総勘定（書）」等であった。

「損益計算書」は、明治32年3月の改正商法の第190条・第4号「損益計算書」に由来する。それまで実務上で最もポピュラーだった「損益表」という会計実務用語と、原始商法の「計算書」とを、たして2で割ったという安直な造語である。

そこで、原始商法の第200条の株主総会に提出する決算書類の冒頭にてでくる「計算書」とは何かが問題となる。改正商法の「商法修正案理由」では、いとも簡単に、「単ニ計算書トイフト雖トモ其損益ノ計算書ヲ指スモノナルコト疑ヲ容レサルヲ以テ」などと呑気なことをいっているが、果たしてそうか。極めて疑問である。結論を急ごう。今日の「計算書類」という商法用語がこの「計算書」に由来することは確かであるが、原始商法の決算書類の冒頭の第一号「計算書」は「損益計算書」ではない。大陸商法を踏襲したとされているわが国の原始商法で、「決算書類」の第一号として「損益計算書」がでてくるなぞ想像もつかない。論外である。「計算書」とあるのは、「会計計算（報告）書」のこと、つまり今日いう「財務諸表」のことである。

参考のために、原始商法以前の会計報告実務にみられた「用語例」を紹介してみよう。国立銀行の場合は「半季実際報告」・「半季利益金報告」、ただし「新聞公告」の場合は「総

勘定」・「差引表」、日本郵船の場合は「資産負債勘定表」・「損益勘定表」、小野田セメントの場合は「総括勘定（総勘定）」・「損益勘定」、内国通運の場合は「実際年報表」・「損益並ニ割賦勘定表」、保険会社の場合は「資産及ビ責任」・「収入及ビ支出」、『銀行簿記精法』（香港上海銀行）の場合は「身代及ヒ負債ノ抜書」・「損益勘定書」、銀行条例施行細則付属雛形の場合は「資産負債表」・「損益表」であった。ただし、これらは「損益計算書」ではなく、いずれも「損益および利益金処分結合計算書」であった。さらに原始商法以前の『簿記テキスト』にみられた用語例を、次に列挙してみよう。出典は省略する。

（貸借対照表に相当）…「本財借財正算表」、
「有物及負債表」、
「有金及借金実算表」、
「有物負債平均表」、
「資産負債表」等

（損益計算書に相当）…「利益損耗正算表」、
「損益見認表」、
「損益比較表」、
「名目結算表」、
「損益勘定表」、
「損益表」

概していえば、「資産負債表」と「損益表」とがポピュラーである。

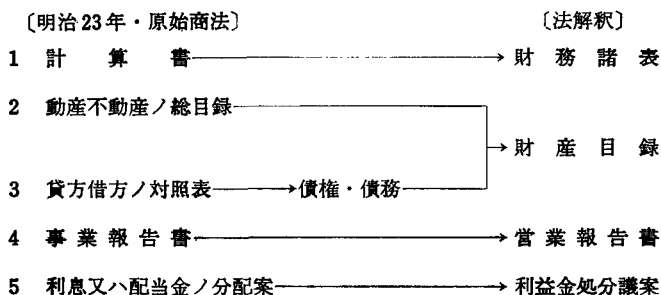
最後に、原始商法・「計算書」は、「損益計算書」のほかに「剰余金計算書」もしくは「引当金計算書」をふくめた「複合会計報告書」であるという説がある。この論者がいう「剰余金計算書」とは、日本郵船株式会社が創業以来作成・報告してきている「保険積立金勘定表」を指しており、「引当金計算書」とは、同社の「大修繕積立金勘定表」を指している。その根拠として、「（原始商法の計算書が）かかる複合会計報告書であることは、日本郵船株式会社の明治27年9月の決算報告書にみる通りである」としている。

この明治27年9月という日付に、まず注目していただきたい。明治26年7月の原始商法の一部実施のはぼ一年後である。この会社は、明治19年9月30日の第一回決算以来「損益勘定表」（損益および利益金処分宣言結合計

算書),「保険積立金勘定表」,「大修繕積立金勘定表」および「資産負債勘定表」(利益金処分済貸借対照表)を作成・報告してきた。そして,原始商法の一部実施に伴って「資産負債勘定表」を「貸借対照表」(利益金処分前)と名称・内容を改め,さらに原始商法の「計算書」に合わせて,「損益勘定表」(計算書第一),「保険積立金勘定表」(計算書第二),「大修繕積立金勘定表」(計算書第三)としたのである。ただし,これらの三つの「勘定表」を同一の範疇のものとしたことは,会計学の立場からすれば誤りである。若干解説しておく。ここでいう「損益勘定表」は,従前のもとは異なり,「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」から「損益計算書」(包括主義)に変更されている。従前どおりの「宣言型」の「完全結合計算書」を継続することは,「株主総会」に「利益金処分権限」を付与した商法に違反することになるのである。まずこの事実を指摘しておく。ここでいう「損益勘定表」は,いうまでもなく「損益計算」を内容としたものである。ところが「保険・大修繕」の「両勘定表」は「損益計算」ではなく「資本計算」を内容としている。したがって「計算書第一・二・三」のように,同じく「計算書」というひとつの範疇で異質のものをくくるとは正しくない。それはともかくとしても,この会社が「計算書第一・二・三」としたのは,明治27年9月のこの時に始まるのである。先の論者の説は,完全に逆立ちしている。また,常識的に考えても,いかに代表的

国策会社であるとはいえ,日本郵船株式会社という一会社に対する政府の措置(しかも特殊な措置)が,「商法」の一般規定に投影するなぞとは,思いも及ばぬところである。

さらに,若干の点を付記する。「大修繕積立金勘定表」は,その積み立てが利益金処分によるものであるから,「引当金計算書」ではなく「剰余金計算書」である。また,先の論者が,これら二つの「剰余金計算書」が,毎年政府から交付される補助金の使途についての「会計報告書」であるとしているが,これもまた誤りである。これらの「両積立金」については,利益金処分に際して,所定のパーセンテージでその積み立てを政府に強制されており,そのため創業以来長年月にわたって配当に当てる財源は皆無の状態であったので,政府は,年8%の配当を可能にするための「補助金」つまり,1,000万円の資本金に対する88万円を創業以来の長期間にわたって交付してきているのである。つまり,この「補助金」は,最初からその使途が確定している「配当補助金」なのである。したがって,この補助金の使途についてそれを明らかにする必要はまったくないのである。さらに,この会社は創業以来,「資産負債勘定表」という名称の「利益金処分済(後)貸借対照表」と,「損益勘定表」という名称の「損益および利益金処分(宣言)結合計算書」とを作成・報告してきた。筆者(久野)のいう「宣言型」の財務諸表の体系をとってきた。原始商法の一部実施後,大転換をしていくのである。



「原始商法の〈計算書〉とは、明治政府の殖産興業政策の路線に乗っていた代表的国策会社である日本郵船株式会社に対して、政府が義務づけた三勘定表の立法措置に応ずるものであったのである」という論旨は、まったく成立する余地がない。

原始商法の第200条・第218条の「決算書類」は、前頁下段・左側のようになっている。

筆者(久野)は、これらを前頁下段・右側のように法解釈する。少なくとも草案の起草者の意図は、こうであったと推量する。証明する直接証拠はない。状況証拠だけではあるが。

原始商法の第32条にいう、

「各商人ハ開業ノ時及ビ爾後毎年初ノ三ヶ月以内ニ又合資会社及ヒ株式会社ハ開業ノ時及ヒ毎事業年度ノ終ニ於テ動産不動産ノ総目録及ビ貸方借方ノ対照表ヲ作り特ニ設ケタル帳簿ニ記入シテ署名スル責アリ」

この規定は「財産目録」(l'inventaire)とその摘要表(le Bilan)としての「貸借対照表」の作成に関する規定ではなく、「動産(effets mobiliers)・不動産(effets immobiliers)・債権(dettes actives)・債務(dettes passives)」を網羅した総財産を、特に設けた帳簿、すなわち「財産目録帳」(livre l'inventaire)に記入し自署すべきことを商人・合資会社および株式会社に命じたものであった。私見では、このように法解釈する以外にないように思われるのである。

明治23年・原始商法は仏法学者によって、また、明治32年・改正商法(現行商法の母法)は独法学者によって起草されたとみてよい。両法の隔絶は大きい。

1673年に制定され近代商法の先駆となった「フランス商事勅令」(Ordonnance du Commerce, Ordonnance de Louis XIV. sur le Commerce)の、有名な「財産目録」規定と対比すると、これも一種の状況証拠たりうるよ

うに思われ、一層筆者(久野)の上記の法解釈が首肯できると、いささか自惚れている。英訳とともに引用しておこう。

Article VIII.

Seront aussi tenus tous les Marchands de faire, dans le même délai de six mois, inventaire sous leurs eing, de tous leurs effets mobiliers et immobiliers et de leurs dettes actives et passives; lequel sera récollé et renouvelé de deux ans en deux ans.

All merchants shall be hold to make in the same period of six months an inventory under their signature of all their effects, real and personal, and of their accounts receivable and payable, [and] the same shall be remade and revised every two years. (Stanley E. Howard 訳)

明治初年このかた仏法を研究してきた先人達は、彼らの著書や翻訳書で、actif, actives, dette actif, dettes activesを「能働」,「貸高」,「ハタラク」,「資産権利」,「アクチーフ」,「貸方」,「貸」と翻訳してきた。passif, passives, dette passif, dettes passivesを「所働」,「借高」,「ウケ」,「負債義務」,「パッシーフ」,「借方」,「借」と翻訳してきた。

原始商法での「貸方」・「借方」という用語は、明治6年12月刊『銀行簿記精法』に始まる簿記用語の「借方」(debtor, debtor, debit)・「貸方」(creditor, credit)とは、縁もゆかりもない別の用語法に由来している。簿記用語の「借方」・「貸方」は、英語の直訳であり、もともと西欧の客観的貸借観念に由来している。わが国の明治の仏法学者達の翻訳用語は、基本的に日本人(東洋人)の主観的貸借観念に由来しているのである。